

第5期日置市障がい福祉計画
第1期日置市障がい児福祉計画

平成30年3月



日 置 市

はじめに

現在、日置市では約 3,700 人の方が障がい者手帳を所持しています。障がい者手帳の全体的な所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。また、発達障がいに対する理解、早期気付き・早期支援の体制整備などにより障がい福祉サービスを利用する方は年々増加傾向にあります。

本市では、平成 27 年 3 月に策定いたしました「第 4 期日置市障がい福祉計画」、平成 29 年 3 月に策定いたしました「第 3 期日置市障がい者計画」によりまして、「地域で生き、共に支え合う、交流のまちづくりの推進」の基本理念のもと、障がいの有無にかかわらず、地域の方々がお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現へ向けて取り組んでまいりました。

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）及び「児童福祉法」に基づき、市の障がい福祉サービスや相談支援等の提供体制を確保するため、3 年の期間で策定する第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画で数値目標を設定した実施計画的なものとして位置付け、国の動向や市の実情に合わせて策定しています。

これからも、障害福祉施策の一連の制度改正に対応し、障がい福祉サービスを利用される方が混乱を招かないように丁寧な支援に努め、障がいのある方が自分らしく地域で安心して暮らしていける体制づくりを推進してまいりますので、本市の福祉行政に御理解と御協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたり、アンケート調査などご協力いただきました市民の皆さまや計画策定に御尽力いただきました日置市障がい者計画等検討委員会の委員の皆さまに対し、心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

日置市長 宮路高光

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 障がい者施策に関わる国の動向	2
3 計画の法的位置づけ	3
4 対象者	4
5 計画の期間	4
6 計画の進行管理と点検・整備	5

第2章 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

1 調査の概要	8
2 障がい者を対象としたアンケート調査結果	9
3 障がい児を対象としたアンケート調査結果	28

第2部 第5期日置市障がい福祉計画

第1章 第5期日置市障がい福祉計画について

1 基本理念	46
2 第5期計画の目標値の設定	49

第2章 障がい福祉サービスの見込量（活動指標）と確保方策

1 訪問系サービス	53
2 日中活動系サービス	55
3 居住系サービス	58

第3章 地域生活支援事業の見込量（活動指標）と確保方策

1 地域生活支援事業	60
2 任意事業	66

第3部 第1期日置市障がい児福祉計画

第1章 第1期日置市障がい児福祉計画について

1 基本理念	69
2 第1期障がい児福祉計画の目標値の設定	70
3 障がい児支援の見込量（活動指標）と確保方策	72

資料編

- 1 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱……………75
- 2 日置市障がい者計画等検討委員会委員名簿……………77

■「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

本計画書では、「障害」と「障がい」の2種類の表記をしています。法律や制度にもとづく固有名詞は「障害」、それ以外は「障がい」と表記しました。

■元号の表記について

元号については、2019年5月1日に改元されることとされていますが、計画策定時点において、元号法が改正されていないことから、本計画では「平成」を用いています。そのため、新元号に移行後の年の表記は、新元号による年の表記に読み替えることとします。

第 **1** 部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

日置市では、日置市総合計画の基本目標の一つに「笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」を設けており、その基本方針を「地域における障がい者等の自立支援」として、障がい者の障がいに応じた専門的な相談・支援体制を充実させ、地域で安心して暮らすための環境整備に努めています。

今般、国では発達障害者支援法の改正や、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、第5期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針においては、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けるなど、障害者福祉を取り巻く環境は絶えず変化しています。また、地域福祉全体を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」や「地域共生社会の実現」に向けた法改正や提言などが間断なく行われており、障害者福祉にとどまらず、地域福祉全体においても大きく変化していく中、市町村が担う役割は重要なものとなってきています。

これらを踏まえ、現行の「日置市障がい福祉計画」が平成29年度末で計画期間を終了することとなることから、国による障がい者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた平成30年度を初年度とする新たな「第5期日置市障がい福祉計画」を策定します。併せて、今回新たに策定することとなった「第1期日置市障がい児福祉計画」について「第5期日置市障がい福祉計画」と一体的に策定を行い、今後の本市における障がい者施策の推進を図るための指針とするものとします。



2 障がい者施策に関わる国の動向

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害者総合支援法の成立（平成 24 年）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成 25 年）など、障がいのある人のためのさまざまな制度改革が行われました。これら国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、今後はより具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組が進められていく予定です。

年	障がい者福祉に関わる主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」施行 ○身体・知的・精神の障がい種別に提供されていたサービスを一元化 ○利用者負担額の定率化、支援の必要度に関する客観的な尺度の導入等
平成 19 年	「障害者権利条約」に署名 ○障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用等の社会保障に関する権利の保証、アクセス手段の確保・障がいに基づく差別の禁止等。
平成 21 年	「障害者雇用促進法」改正 ○短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
平成 22 年	「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」の改正 ○障がい者の範囲に発達障がいを追加 ○グループホーム、ケアホーム利用の助成を創設等
平成 23 年	「障害者基本法」改正 ○発達障がい、その他の心身機能の障がいのある人も障がい者として定義 ○社会的障壁に対する合理的配慮の義務等
平成 24 年	「障害者虐待防止法」施行 ○障がい者に対する虐待の禁止 ○虐待が疑われる障がい者を発見した場合の通報義務等
平成 24 年	「障害者総合支援法」制定（平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月施行） ○社会モデルに基づく理念の具体化、障がいの範囲に難病患者等を追加、地域生活支援事業の追加等
平成 25 年	「障害者優先調達促進法」施行 ○国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することを定める等
平成 28 年	「障害者差別解消法」施行 ○障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務等
平成 28 年	「成年後見制度利用促進法」の施行 ○成年後見制度の利用の促進に関する施行を総合的かつ計画的に推進すること等
平成 28 年	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ○障がい者等が、希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境の整備や子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現等
平成 28 年	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ○発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われること等
平成 30 年	「障害者総合支援法・児童福祉法」の改正の施行 ○障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境の整備等

3 計画の法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」にあたり、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする「日置市障がい者計画」の考え方に基づいて計画の策定を行います。

日置市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき定められる「市町村障害福祉計画」にあたり、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

本市の目指す将来都市像を定めた「日置市総合計画」を踏まえるとともに、本市の地域福祉を総合的に推進するための「日置市地域福祉計画」とも整合性を図っていくこととします。

日置市総合計画

H28～H37年度

【保健・医療・福祉分野の基本目標】

笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり

日置市地域福祉計画

H30～H34年度

【基本目標】

- ①誰もが安心して生活できる地域での居場所づくり
- ②地域住民などの参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり
- ③安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり
- ④いきいきとふれあいがあふれる健康なまちづくり
- ⑤福祉のこころづくり

日置市障がい者計画

H29～H32年度

■障がい者施策全般についての基本計画

日置市障がい福祉計画

H30～H32年度

■18歳以上の障がい者に対する障がい福祉サービスなどの見込み量との方策

日置市障がい児福祉計画

H30～H32年度

■18歳未満の障がい児に対する障がい福祉サービスなどの見込み量との方策

4 対象者

障害者基本法第2条第1号において「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。また、続く第2号において、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義がなされています。

すなわち、本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

5 計画の期間

この計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。よって、本計画の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。

計画名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者計画	第2期 日置市障がい者計画					第3期 日置市障がい者計画			
障がい福祉計画	第3期 障がい福祉計画		第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画			
障がい児福祉計画							第1期 障がい児福祉計画		

6 計画の進行管理と点検・整備

① 市民参加による計画の推進

障がい福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、さらに市民の参加が不可欠です。

本計画の目標達成に向けて、市の実情に即したより効果的な施策の展開を図るため、市民、事業者、ボランティア、NPO、関係機関の理解と協力により、地域ぐるみで計画の推進に努めます。

② 障がい者自身等の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

③ 庁内推進体制の充実

障がい福祉施策は、様々な分野にまたがるため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

今後、各課で実施する事業においては、障がい福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう、庁内において理解を深めるための方策について検討を進めます。

④ 国・県との連携

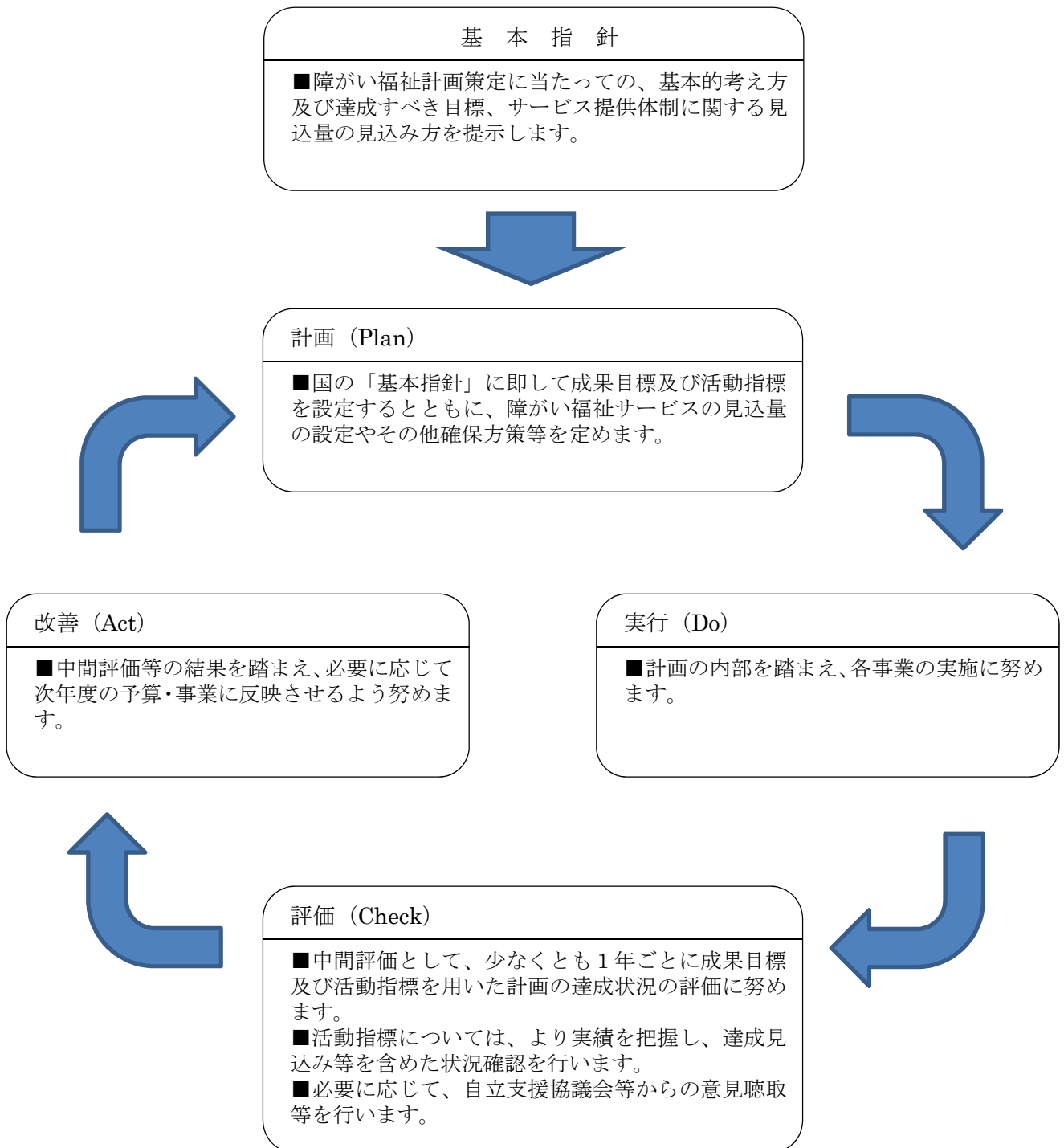
住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

⑤ 計画の評価・管理

各計画は、いわゆるPDCAサイクルに沿って、定期的に評価分析を行い、必要な場合は計画を見直し、その他の必要な措置を講じます。

各計画において、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

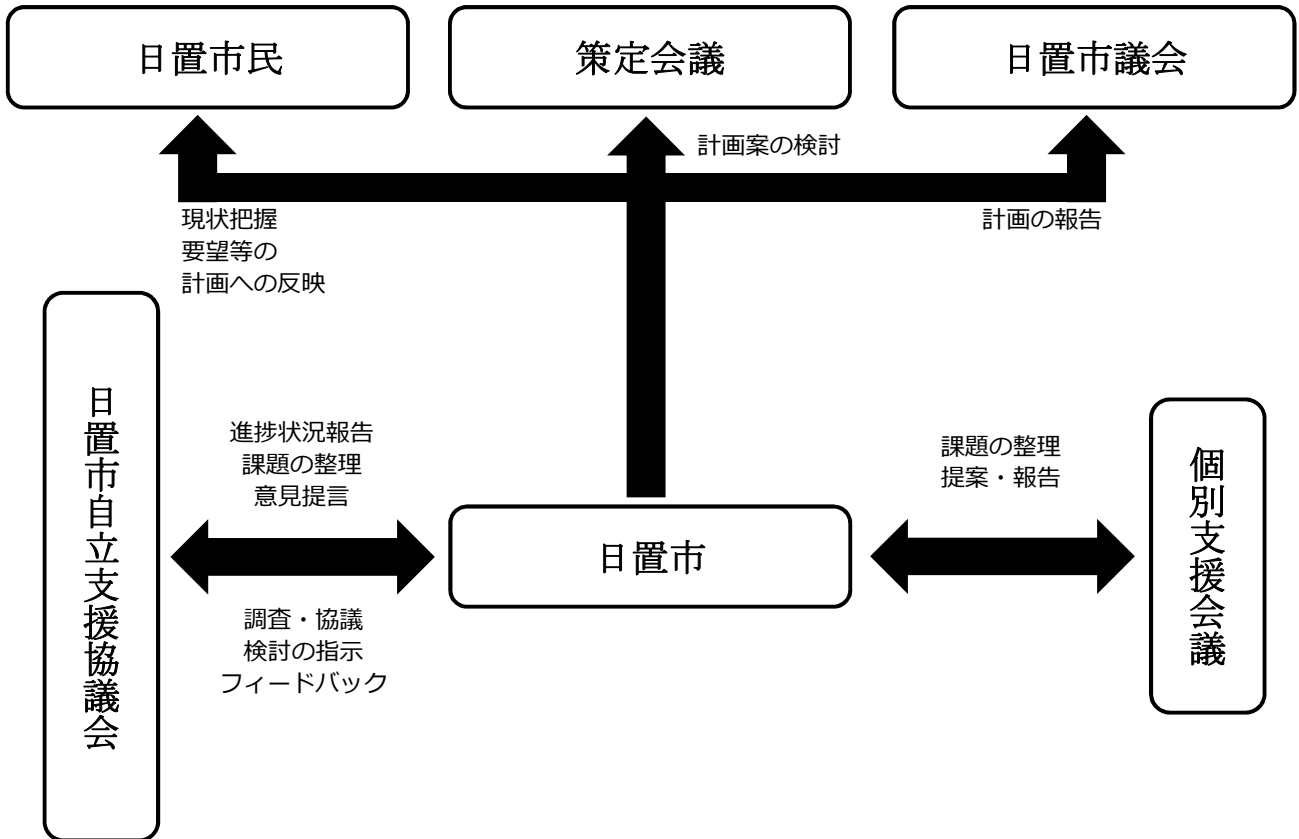
障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDC Aサイクルのプロセス



⑥ 自立支援協議会の充実

計画の確実な実施を図るとともに、市の施策に障がい者の意見を反映させるため、障がい者やその家族・民生委員・関係機関や関係団体等をメンバーとする「自立支援協議会」を充実することとします。

同協議会は、主に障がい者施策の推進に関する助言を行います。市は、PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況などについて、点検、評価を行い、個別の施策にあたっては、同協議会に意見を求め、反映させるように努めます。



第2章 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

1 調査の概要

①調査の目的

「第4期日置市障がい福祉計画」の見直しと、新たに「第5期日置市障がい福祉計画及び第1期日置市障がい児福祉計画」の策定のための基礎資料とするため、障がい者・障がい児を取り巻く状況や障がい福祉サービスの利用などを確認するアンケート調査を実施しました。

②調査時期

平成29年9月に実施

③調査対象

日置市に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の各保持者及び「発達障がい」等を持つ児童の保護者

④調査方法

郵送による発送・回収

⑤調査票配布・回収数

18歳以上の障がい福祉サービスを利用する方		18歳未満の障がい福祉サービスを利用する方	
調査票配布数	770件	調査票配布数	230件
回収数	367件	回収数	101件
回収率	46.7%	回収率	43.9%

⑥集計上の留意点

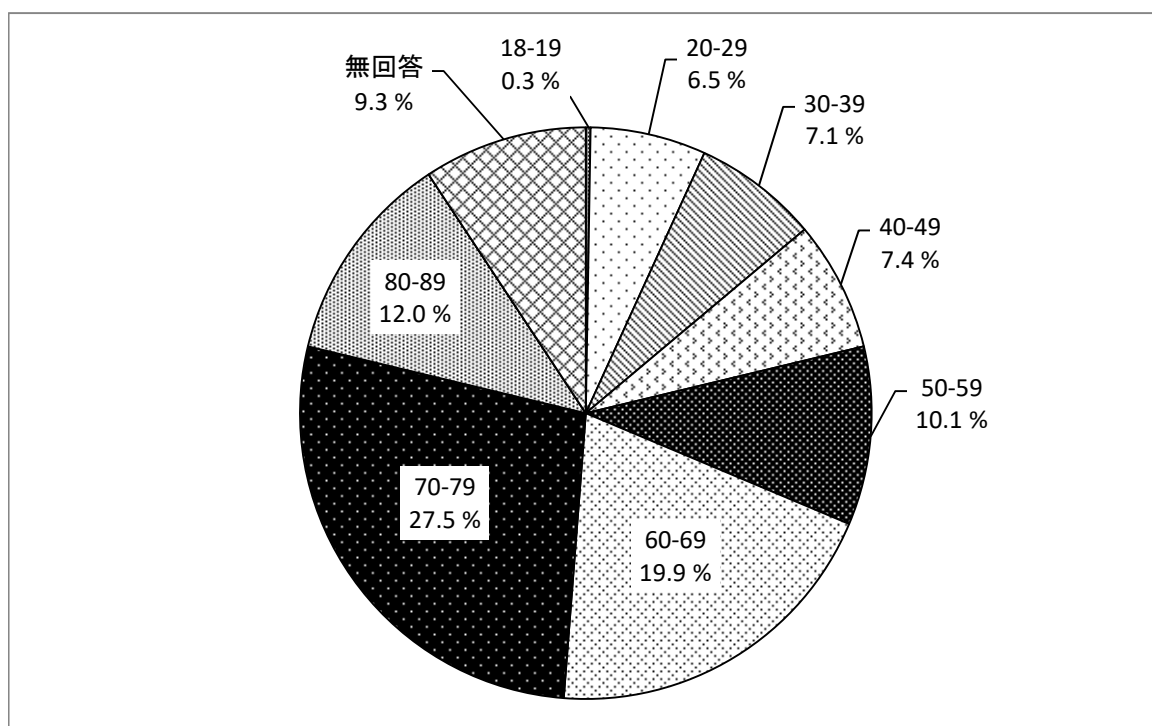
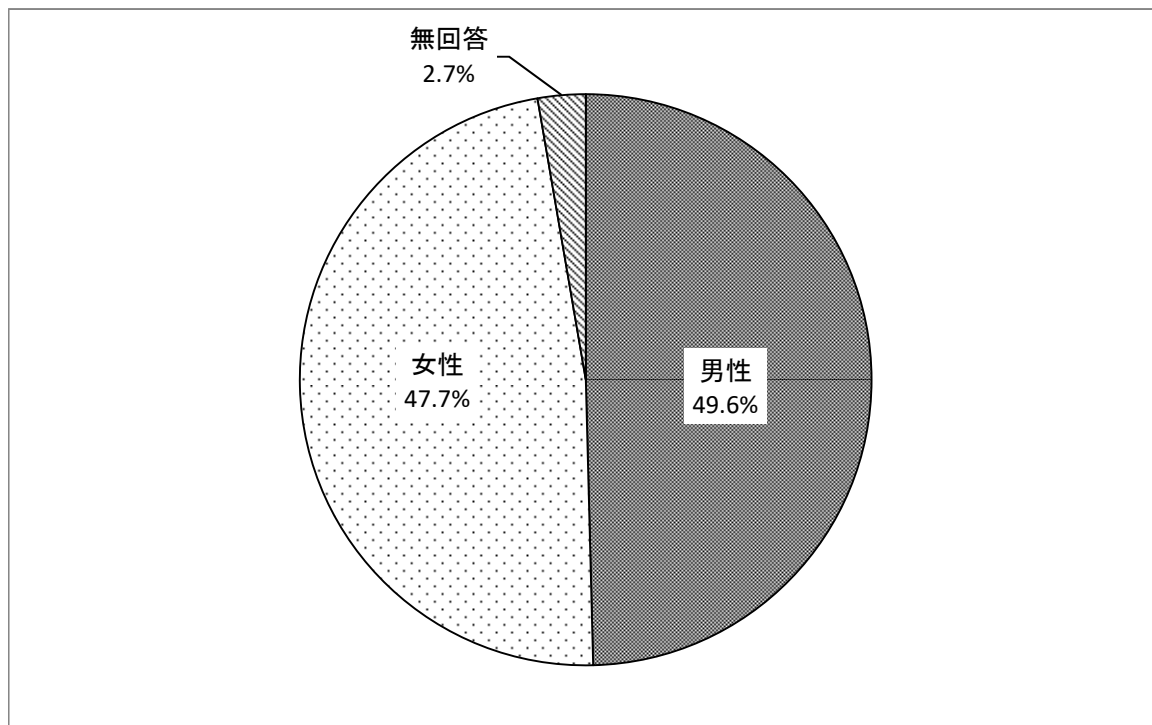
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・表中に記載されている「SA」は「単数回答」を、「MA」は「複数回答」を表しています。

2 障がい者を対象としたアンケート調査結果（一部抜粋）

問2. ご本人の性別と平成29年6月1日現在の年齢をお答えください。

【SA】

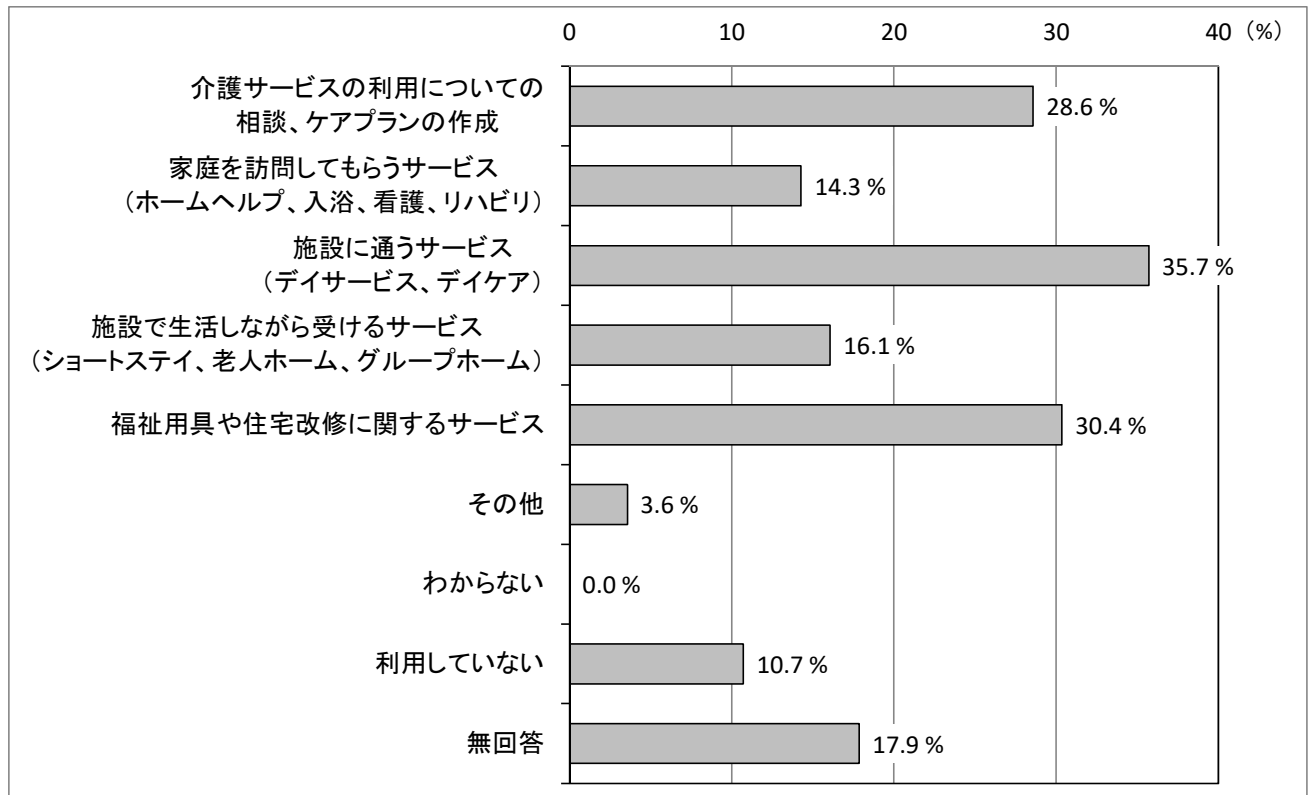
調査対象者の年齢については、「50歳以上」が約7割を占めており、18歳以上の障がい者においては、比較的高齢の障がい者の回答となっています。



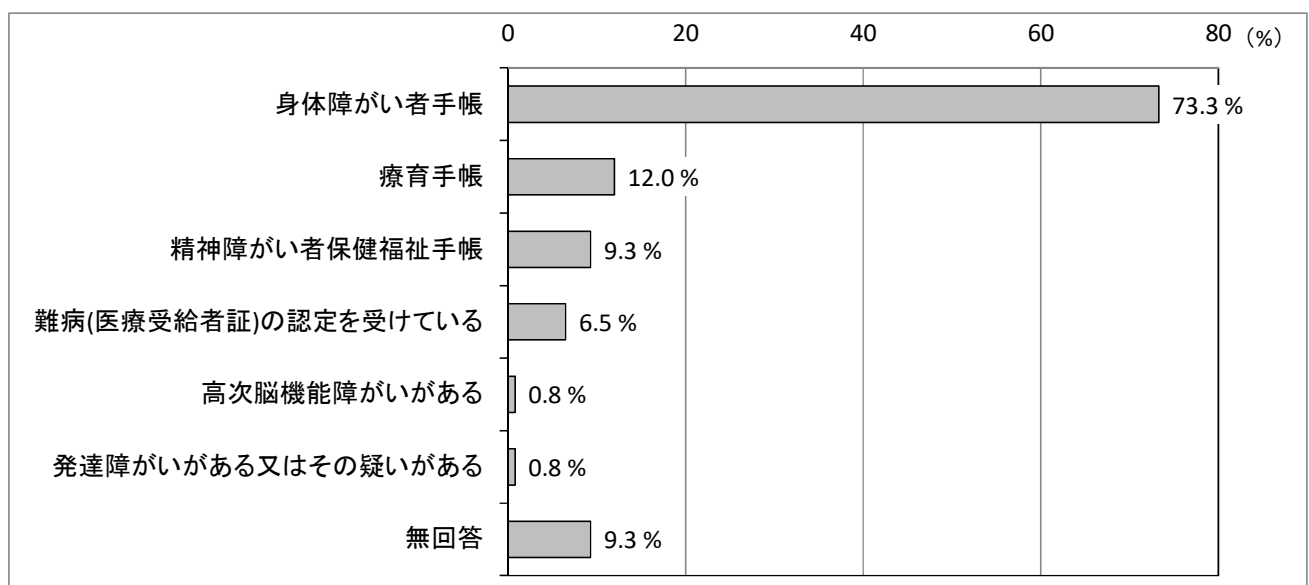
問3-B. どのような介護保険サービスを利用していますか。

【MA】

※問3で「現在、要支援・要介護と認定されている」と回答した方を対象。

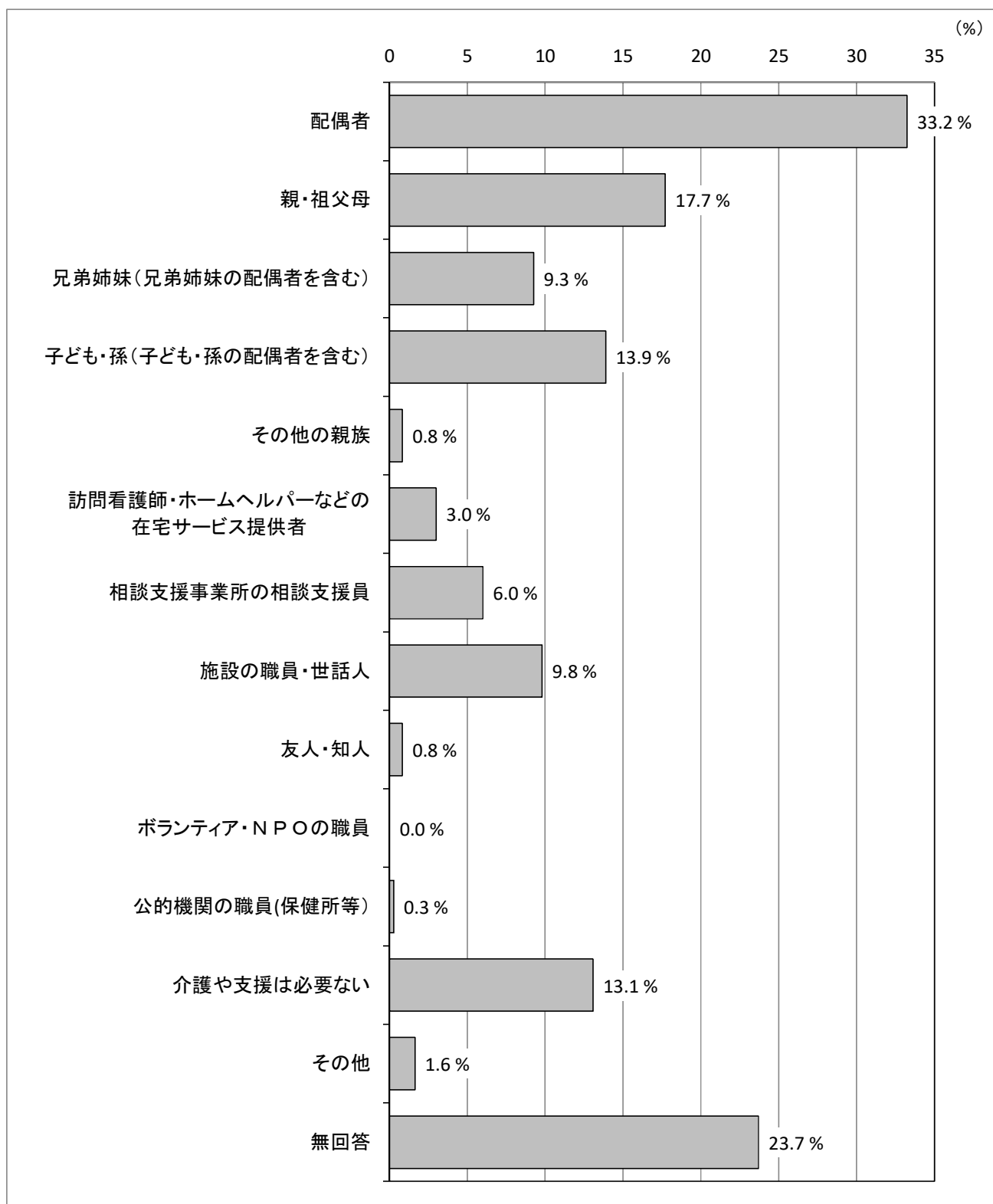


問4. ご本人がお持ちの手帳や障がいについて、あてはまるものすべてとその障がいの程度をお答えください。また、差し支えなければ疾病名・診断名をお答えください。 【MA】



問8. ご本人の介護や支援をしている人はどなたですか。

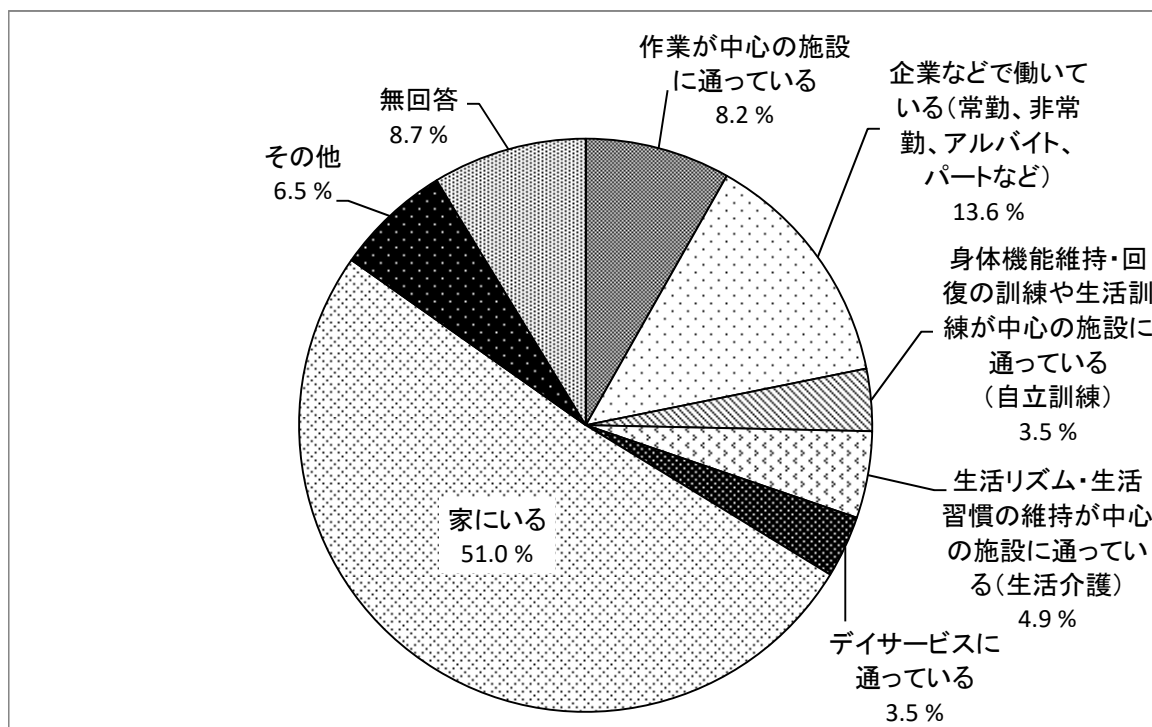
【MA】



問9. ご本人は、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。

【SA】

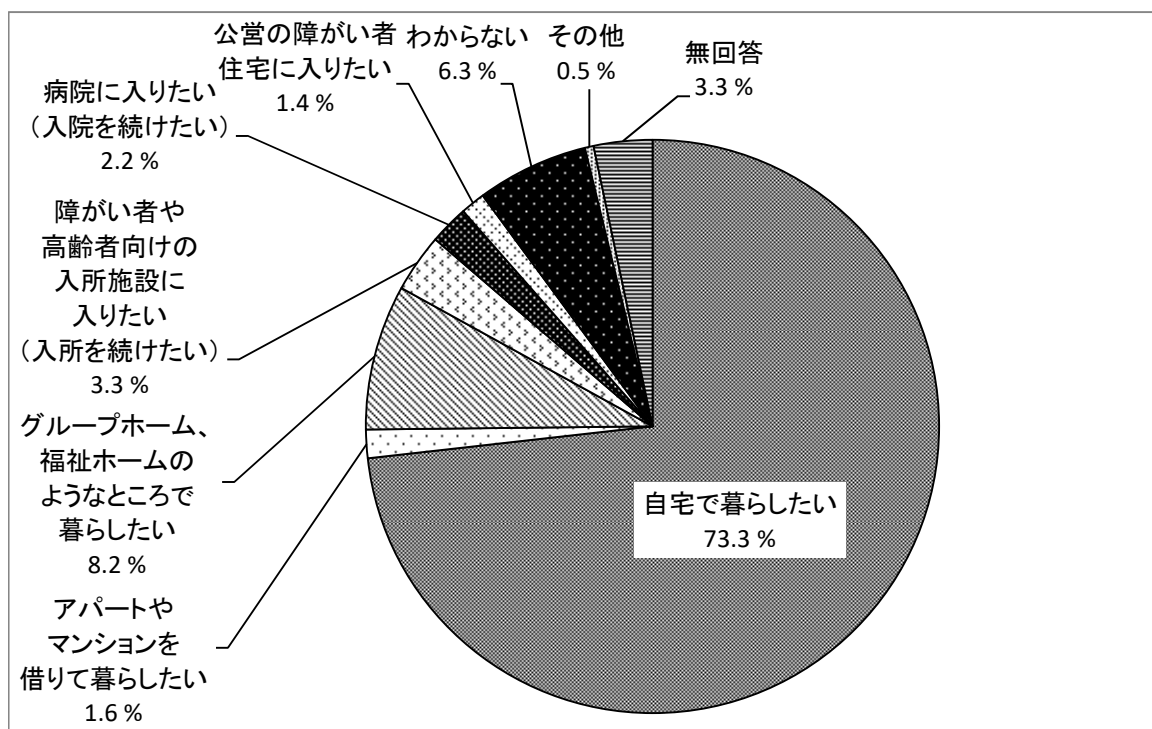
約5割の人が、「家にいる」と回答しています。



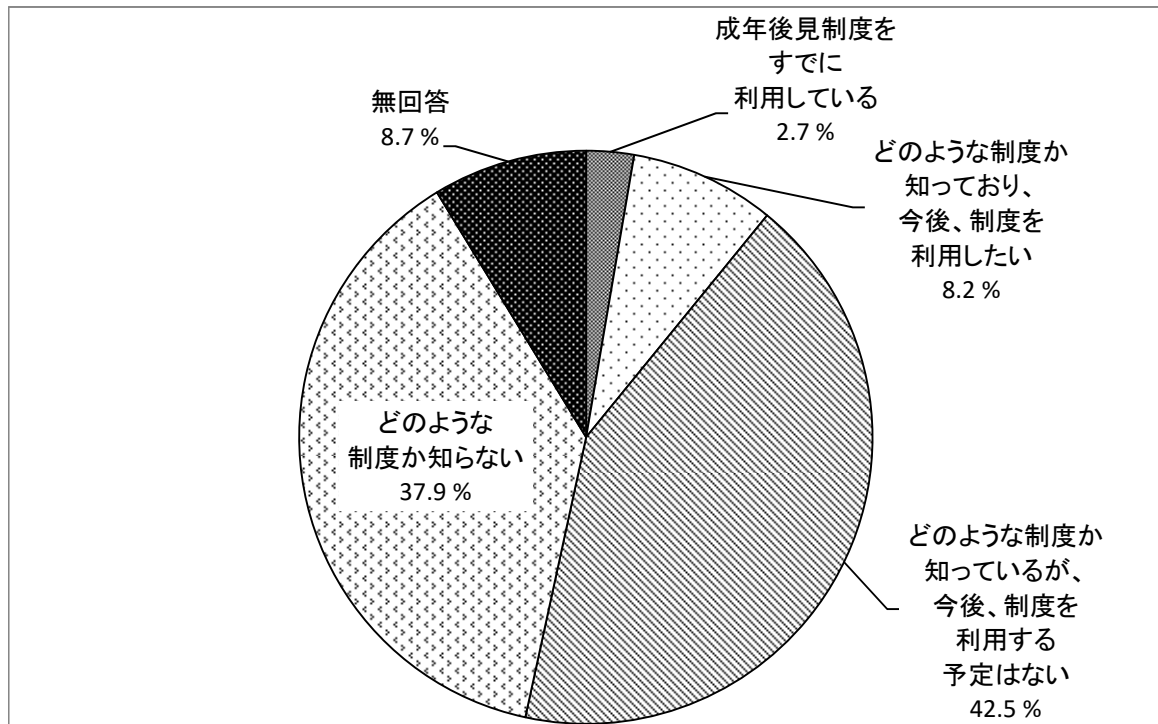
問12. ご本人は、将来はどのように暮らしたいですか。

【SA】

約7割が「自宅で暮らしたい」と回答しており、住み慣れた地域で過ごしたいという願いが強い事が分かります。



問 13. 障がいや高齢化などにより判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。また、利用したいですか。 【SA】

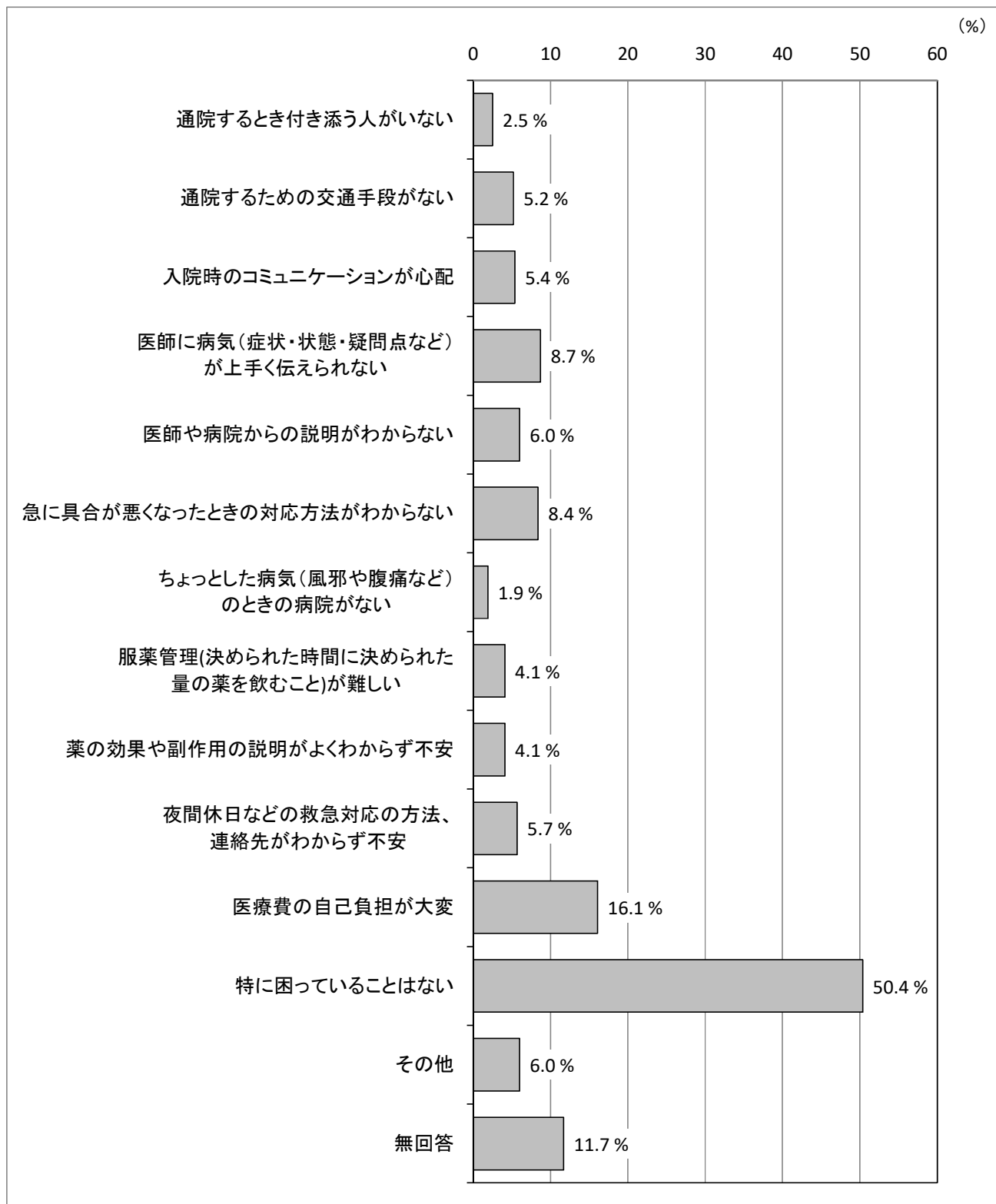


		問4 障がいの内容							
		合計	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	難病(医療受給者証)の認定を受けている	高次脳機能障がいがある	発達障がいがある又はその疑いがある	無回答
問13 成年後見制度の認知	全体	367	269	44	34	24	3	3	34
		100.0	73.3	12.0	9.3	6.5	0.8	0.8	9.3
	成年後見制度をすでに利用している	10	7	1	1	-	-	-	2
		100.0	70.0	10.0	10.0	-	-	-	20.0
	どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい	30	19	9	4	-	-	-	1
		100.0	63.3	30.0	13.3	-	-	-	3.3
	どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない	156	122	13	8	9	3	2	18
	100.0	78.2	8.3	5.1	5.8	1.9	1.3	11.5	
どのような制度か知らない	139	96	19	19	13	-	1	9	
	100.0	69.1	13.7	13.7	9.4	-	0.7	6.5	
無回答	32	25	2	2	2	-	-	4	
	100.0	78.1	6.3	6.3	6.3	-	-	12.5	

問 15. 医療について困っていることがありますか。

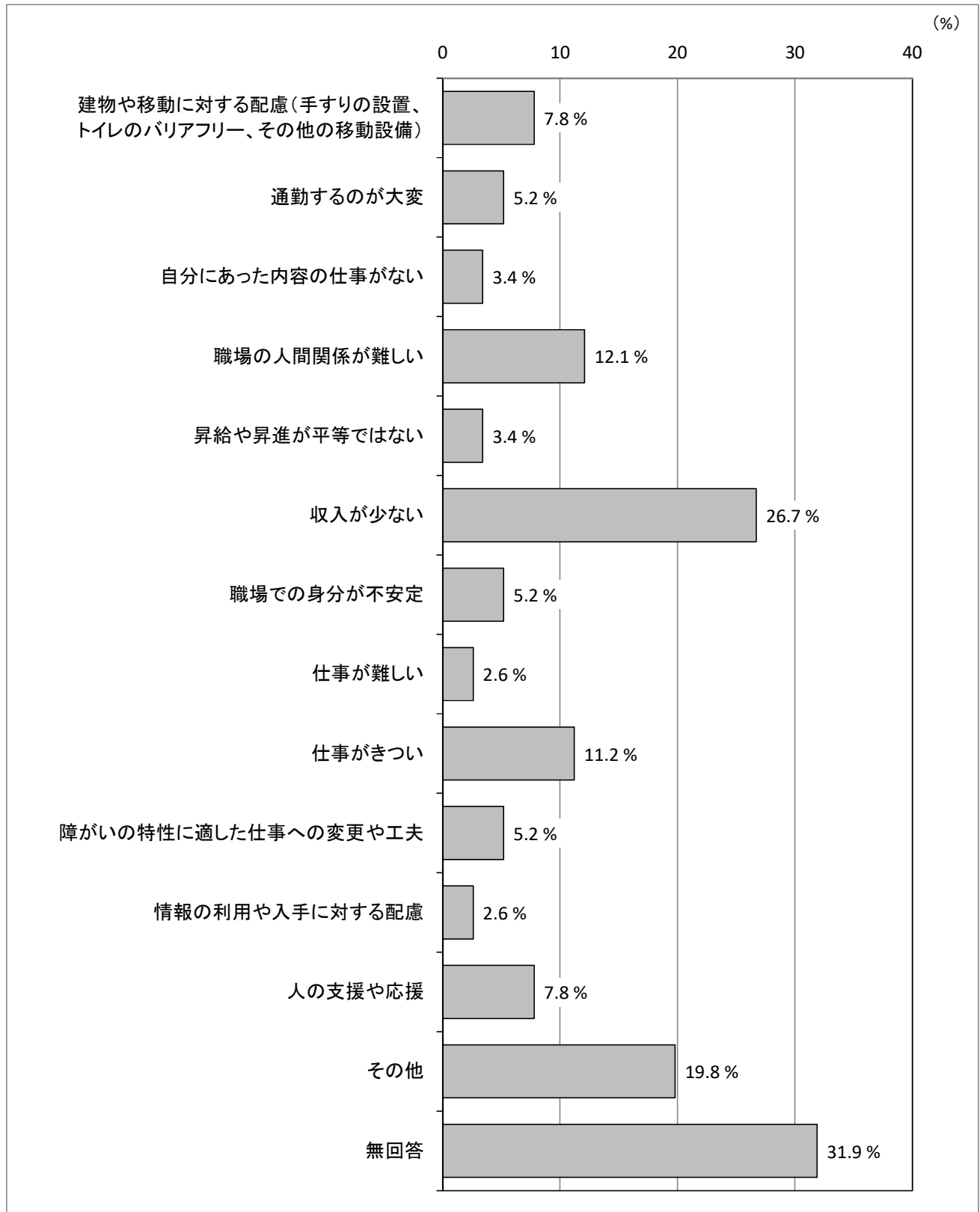
【MA】

「特に困っていることはない」を除くと、「医療費の自己負担が大変」、「医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない」、「急に具合が悪くなったときの対処方法がわからない」などの回答が比較的高くなっています。



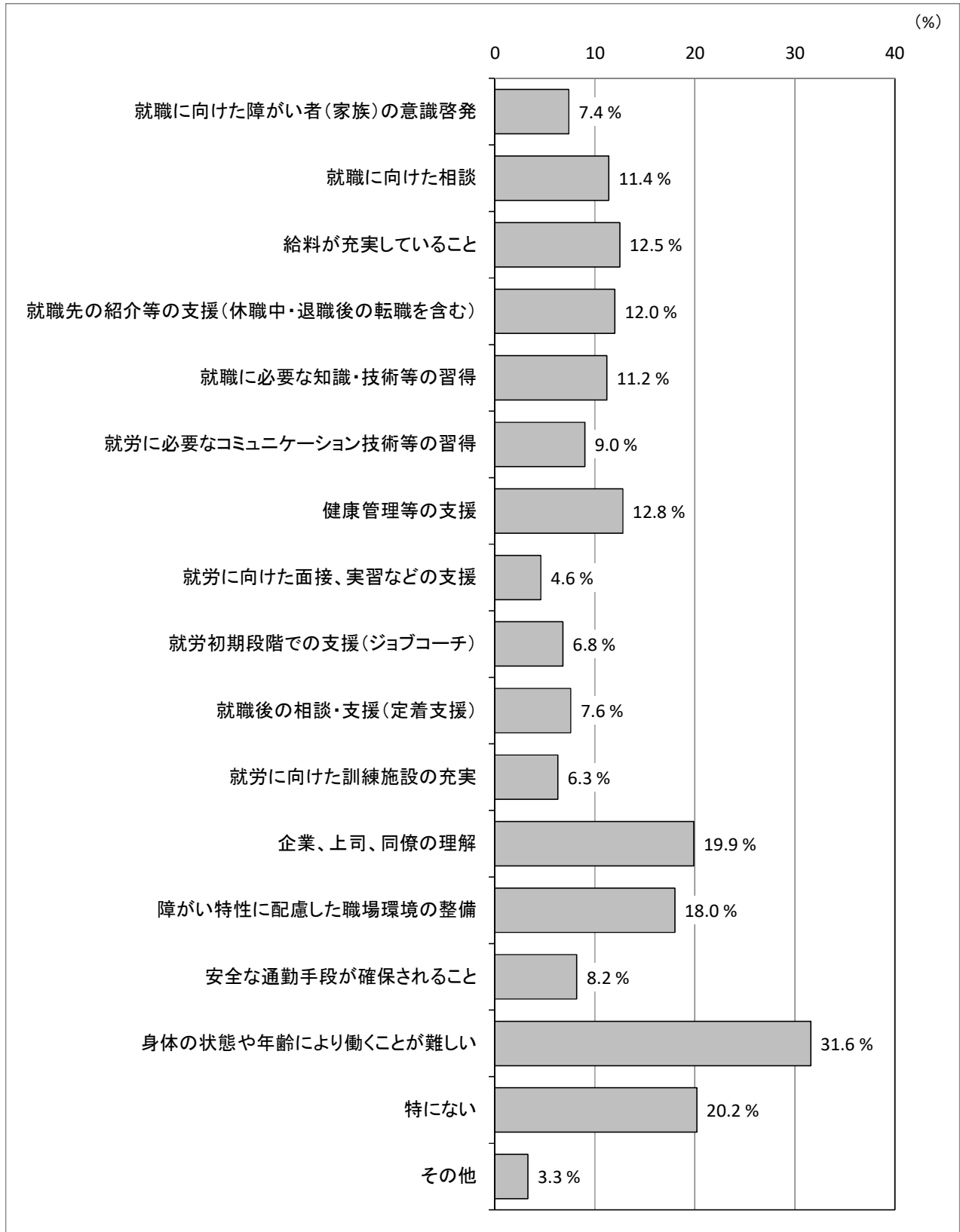
問 21. 仕事をするうえで不安や不満を感じることはありますか。また、現在困っていて受けたい配慮がありますか。 【MA】

「収入が少ない」が 26.7%と最も高く、また「職場の人間関係が難しい」や「仕事がつい」なども回答の割合が高くなっています。

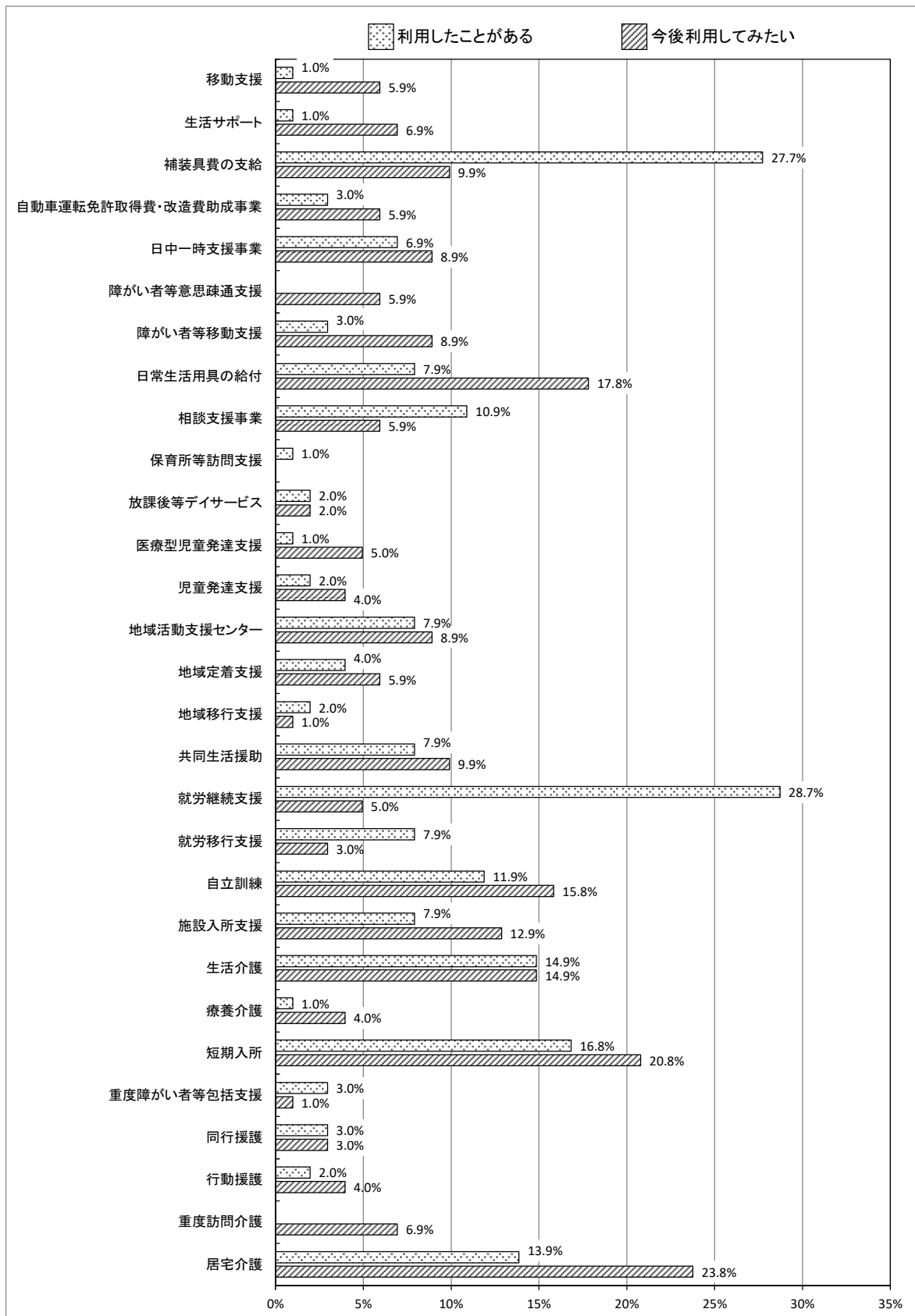


問 22. 企業などで働くために重要と思われることは何ですか。再就職の場合も含まれます。 【MA】

「企業、上司、同僚の理解」や「障がい特性に配慮した職場環境の整備」が重要と回答しており、就職後も職場での作業や人間関係をスムーズに行うための支援を必要と感じている人が多いことが分かります。



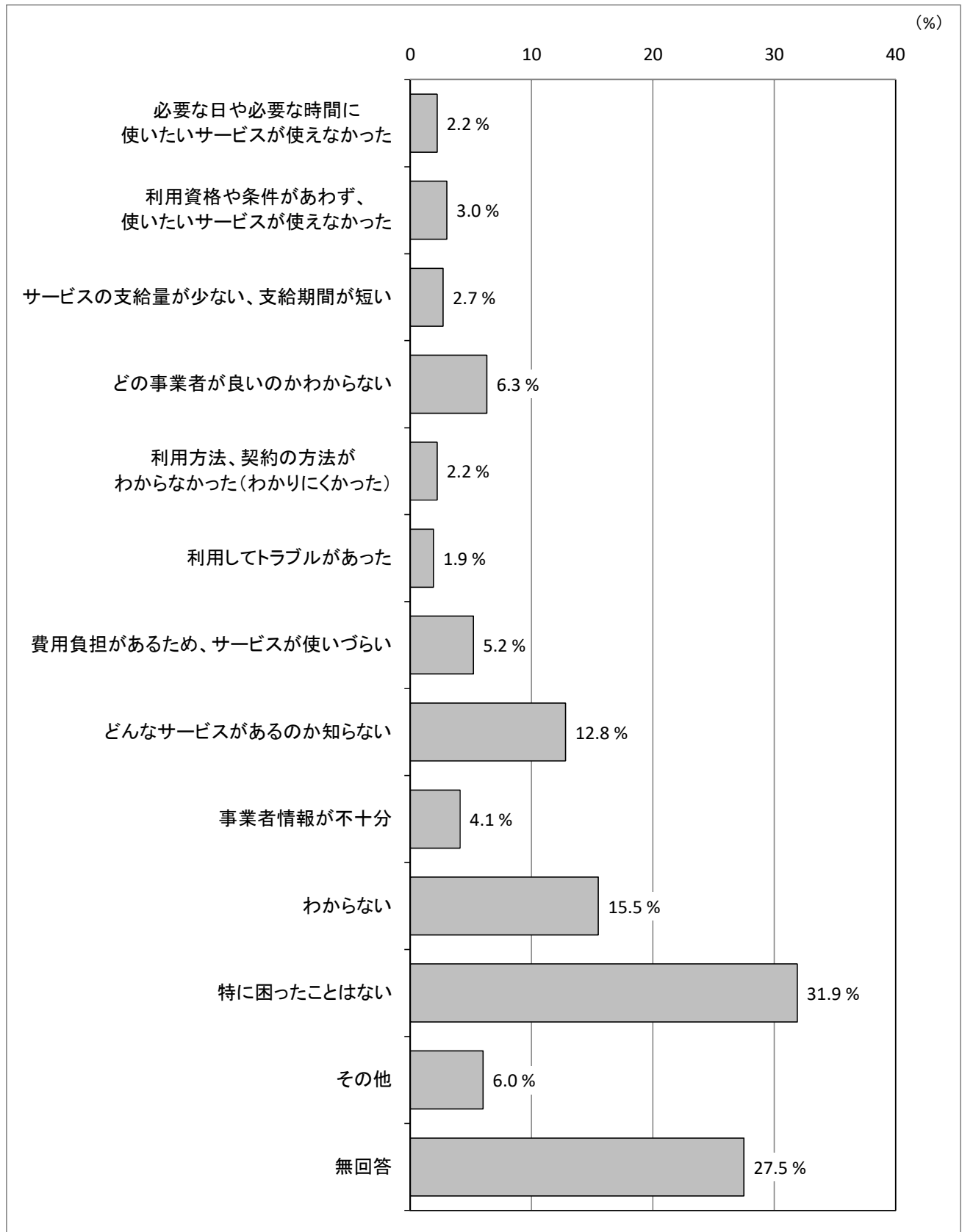
問 25. あなたはこれまでにどのようなサービスを利用したことがありますか。また、今後利用してみたいサービスはありますか。 【MA】



問 26. 福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。

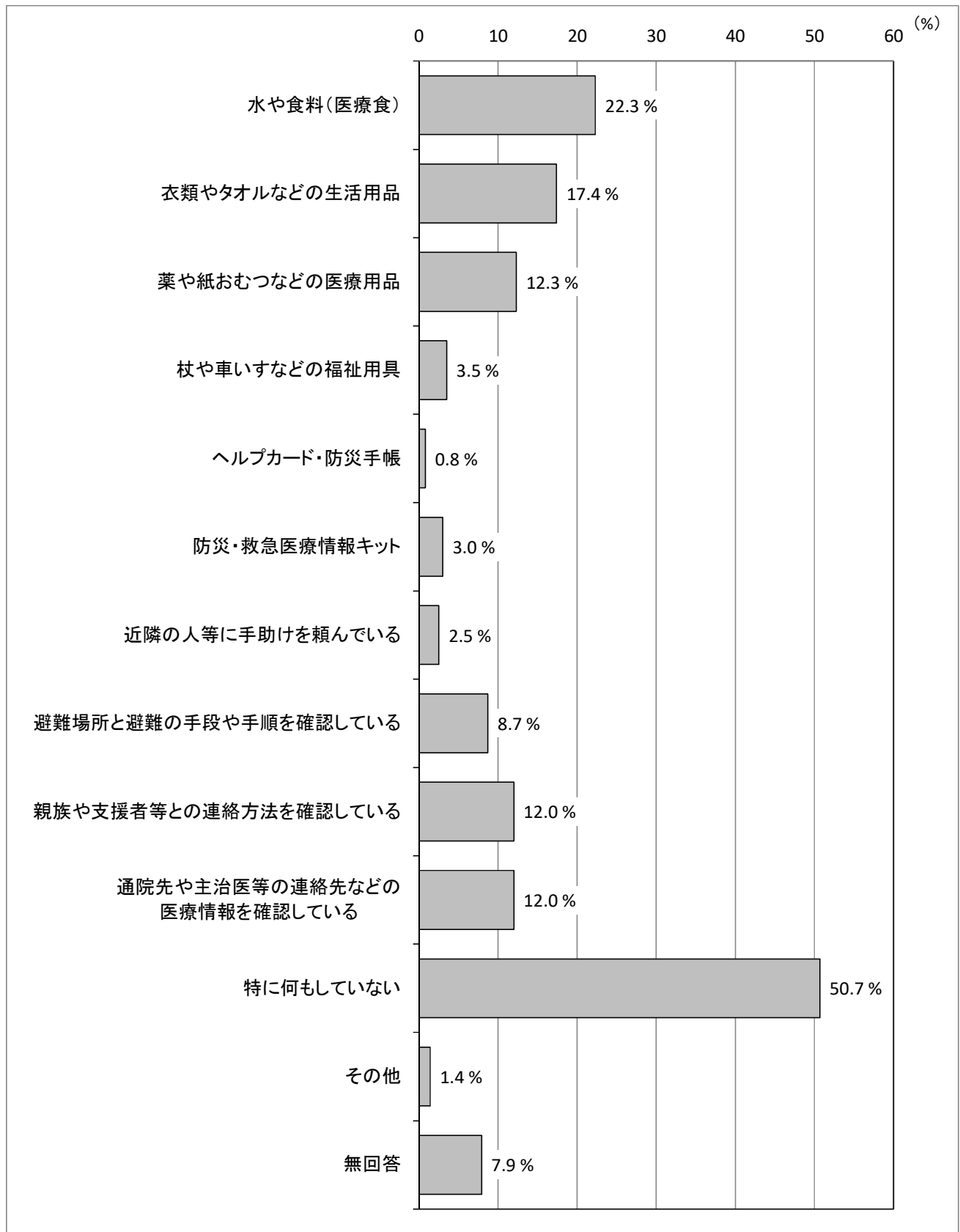
【MA】

「どんなサービスがあるのか知らない」や「どの事業者が良いのかわからない」などの回答が多く見られます。



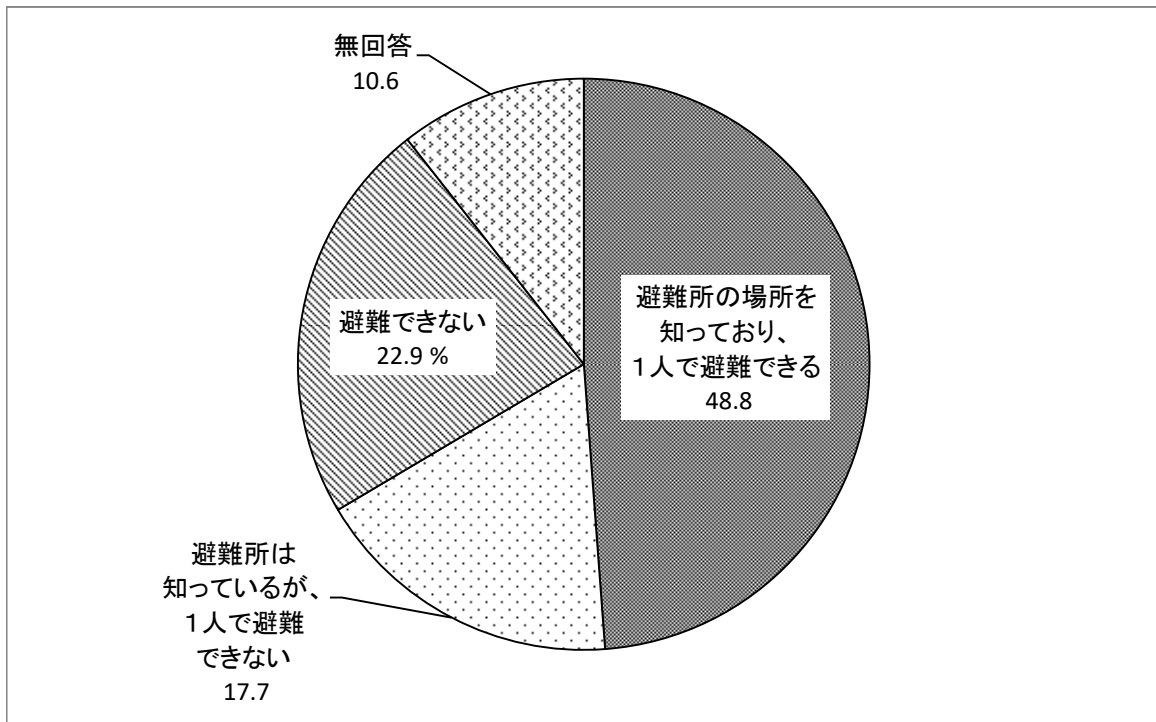
問 28. 災害が起こった時に備え、準備しているものはありますか。

【MA】



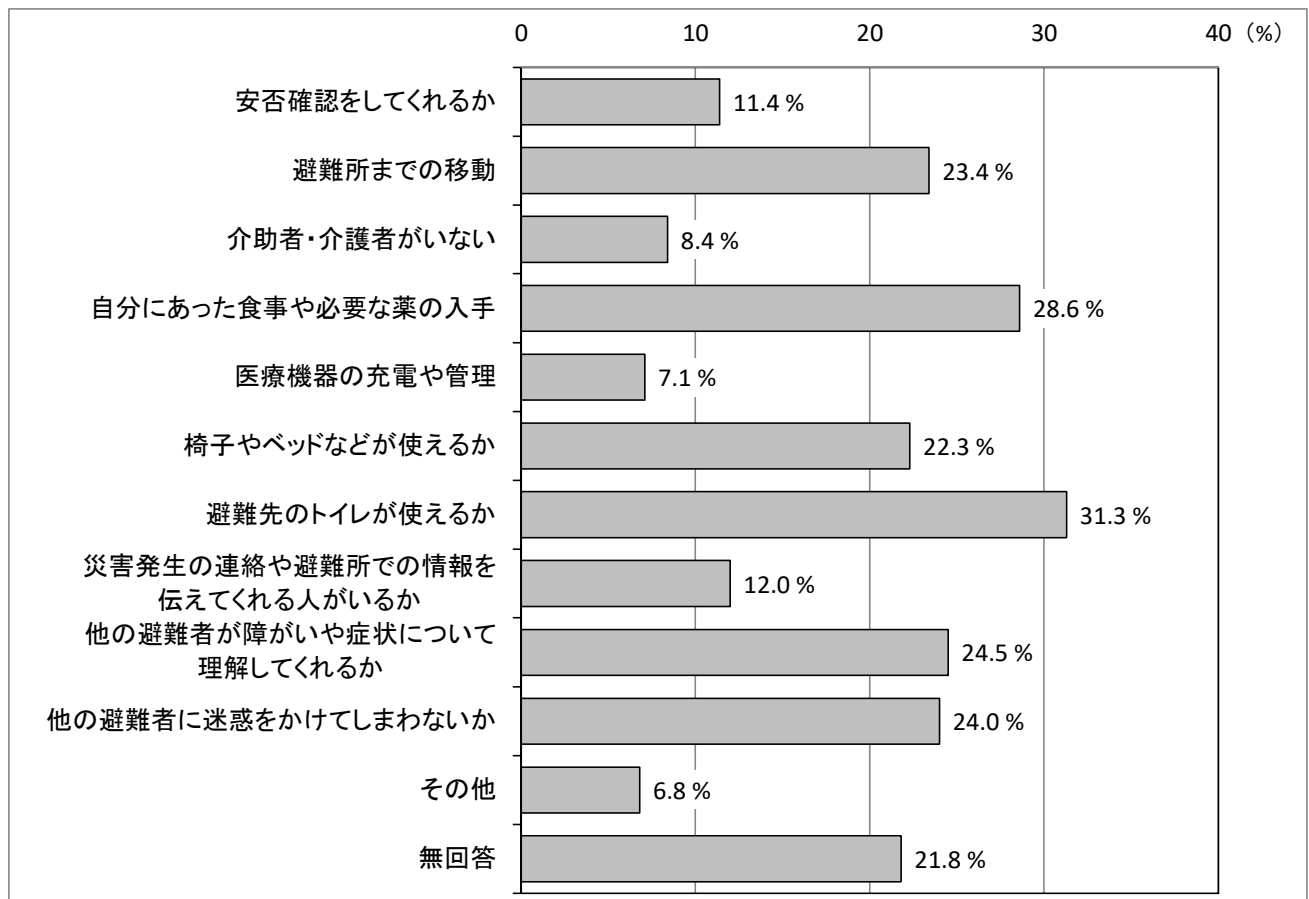
問 29. 1人で避難所に避難できますか。

【SA】



問 30. 災害発生時や避難所での生活で、不安に思うことはありますか。

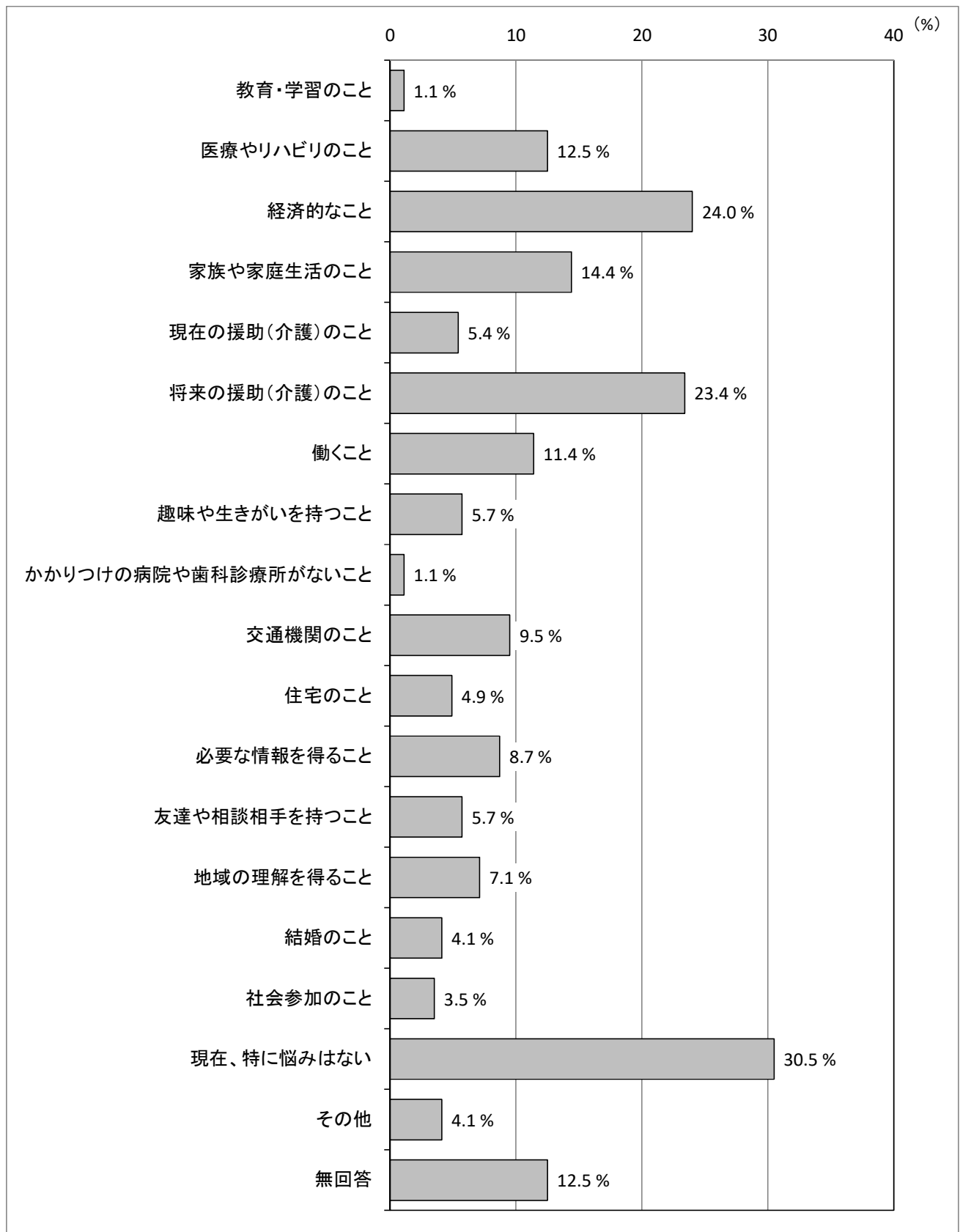
【MA】



問 31. 生活の中で悩みごとや困ったことはどんなことですか。

【MA】

「経済的なこと」、「将来の援助のこと」などの回答が多くなっており、現在の生活を維持できるかどうかや、将来の生活について不安を感じていることが分かります。

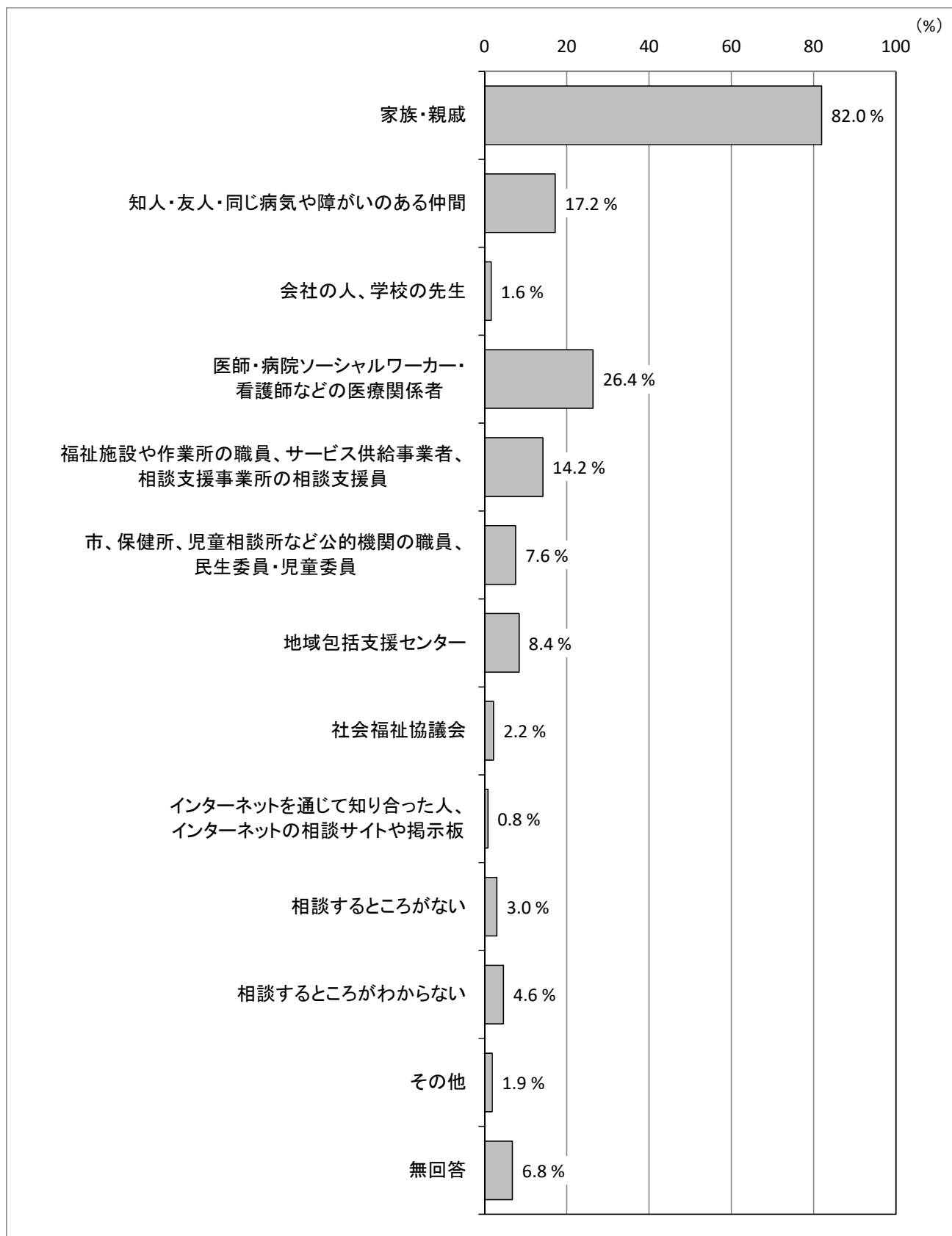


		問4 障がいの内容							
		合計	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	難病(医療受給者証)の認定を受けている	高次脳機能障がいがある	発達障がいがある又はその疑いがある	無回答
上段:度数 下段:%									
問31 生活の中で の悩みごと や困ったこと	全体	367 100.0	269 73.3	44 12.0	34 9.3	24 6.5	3 0.8	3 0.8	34 9.3
	教育・学習のこと	4 100.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	- -	- -	1 25.0	- -
	医療やリハビリのこと	46 100.0	38 82.6	1 2.2	6 13.0	3 6.5	2 4.3	- -	1 2.2
	経済的なこと	88 100.0	59 67.0	9 10.2	17 19.3	7 8.0	1 1.1	1 1.1	6 6.8
	家族や家庭生活のこと	53 100.0	38 71.7	4 7.5	9 17.0	4 7.5	1 1.9	- -	3 5.7
	現在の援助(介護)のこと	20 100.0	15 75.0	2 10.0	- -	1 5.0	1 5.0	- -	3 15.0
	将来の援助(介護)のこと	86 100.0	60 69.8	16 18.6	6 7.0	5 5.8	1 1.2	2 2.3	9 10.5
	働くこと	42 100.0	23 54.8	7 16.7	12 28.6	2 4.8	- -	1 2.4	2 4.8
	趣味や生きがいを持つこと	21 100.0	11 52.4	4 19.0	5 23.8	- -	1 4.8	- -	2 9.5
	かかりつけの病院や歯科診療所がないこと	4 100.0	3 75.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 25.0
	交通機関のこと	35 100.0	23 65.7	3 8.6	6 17.1	3 8.6	1 2.9	1 2.9	3 8.6
	住宅のこと	18 100.0	14 77.8	1 5.6	2 11.1	- -	- -	- -	1 5.6
	必要な情報を得ること	32 100.0	19 59.4	5 15.6	6 18.8	2 6.3	- -	- -	3 9.4
	友達や相談相手を持つこと	21 100.0	7 33.3	7 33.3	8 38.1	- -	- -	1 4.8	- -
	地域の理解を得ること	26 100.0	10 38.5	7 26.9	9 34.6	2 7.7	- -	1 3.8	2 7.7
	結婚のこと	15 100.0	4 26.7	5 33.3	7 46.7	1 6.7	- -	1 6.7	1 6.7
	社会参加のこと	13 100.0	4 30.8	3 23.1	5 38.5	- -	- -	1 7.7	3 23.1
	現在、特に悩みはない	112 100.0	89 79.5	7 6.3	5 4.5	7 6.3	- -	- -	11 9.8
	その他	15 100.0	12 80.0	3 20.0	1 6.7	1 6.7	1 6.7	- -	- -
	無回答	46 100.0	33 71.7	5 10.9	2 4.3	4 8.7	- -	- -	8 17.4

問 32. 生活をしていく上で、悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。

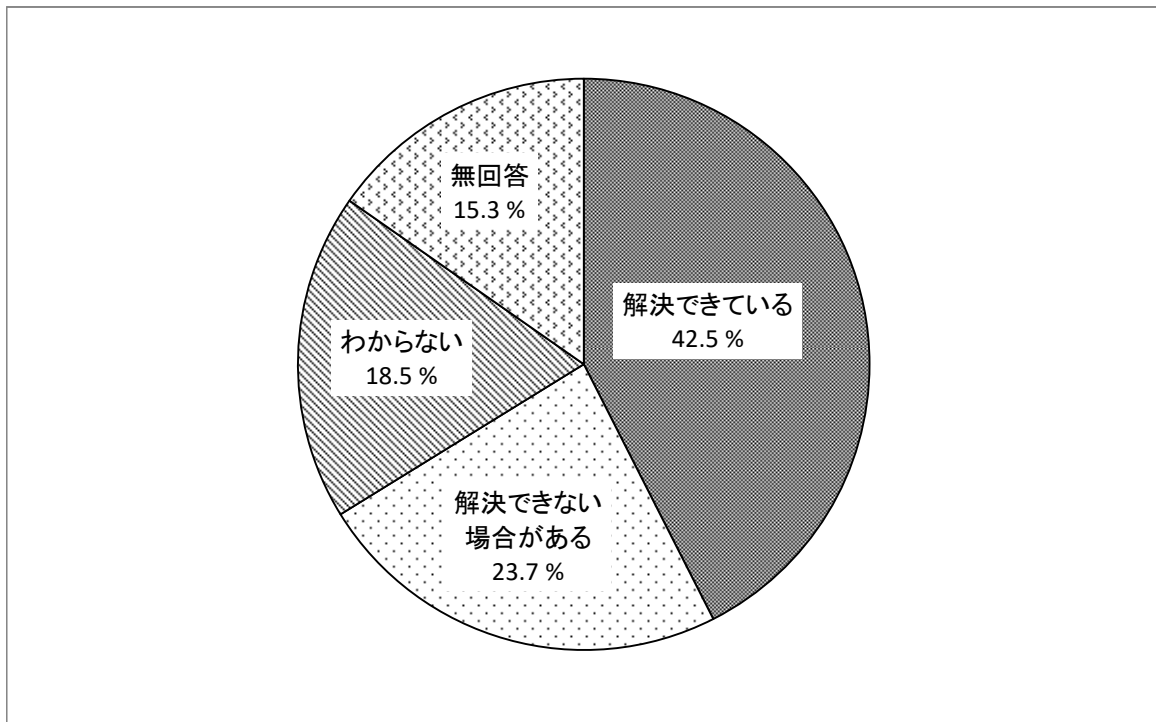
【MA】

悩みや困ったことを「家族・親戚」や「知人・友人」といった身近な人や、医療、福祉関係者に相談していることが分かります。



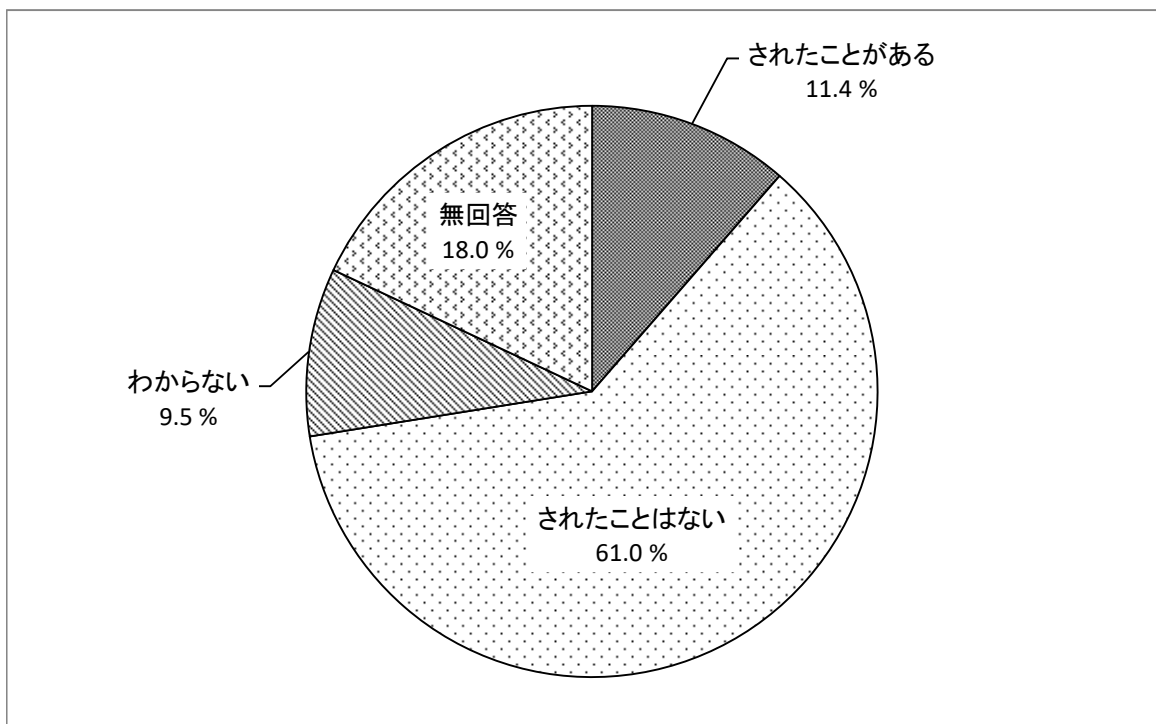
問 33. 問 32 で回答した相談先に相談することで、悩みや困ったことは解決できていますか。【S A】

約 2 割の人が「解決できない場合がある」と解決に至っていないことが分かります。



問 35. これまでに差別をされたと感じたことはありますか。

【S A】



◆『障害者差別解消法について』◆

平成 28 年 4 月 1 日に施行された法律で、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指すためにつくられたものです。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別であると定められています。

『不当な差別的取扱い』とは、例えば「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れなかったり、アパートなどの部屋を貸してもらえなかったり、車いすだからといってお店に入れないといった事などで、障がいのない人と違う扱いを受けていることです。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

『合理的配慮』とは、障がいのある人が困っている時にその人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことをいいます。この法律により、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となります。ただし、会社やお店などは必ずではなく、障がいがある人が困らないようにできるだけ「努力」することとなっています。

◆『障害者虐待防止法について』◆

平成 24 年 10 月 1 日に施行された法律で、障がい者に対する虐待を禁止することや、虐待を受けた障がい者への保護や支援、また、障がい者を擁護する方への支援を行うことを定めた法律です。

●こんなことは「虐待」です！

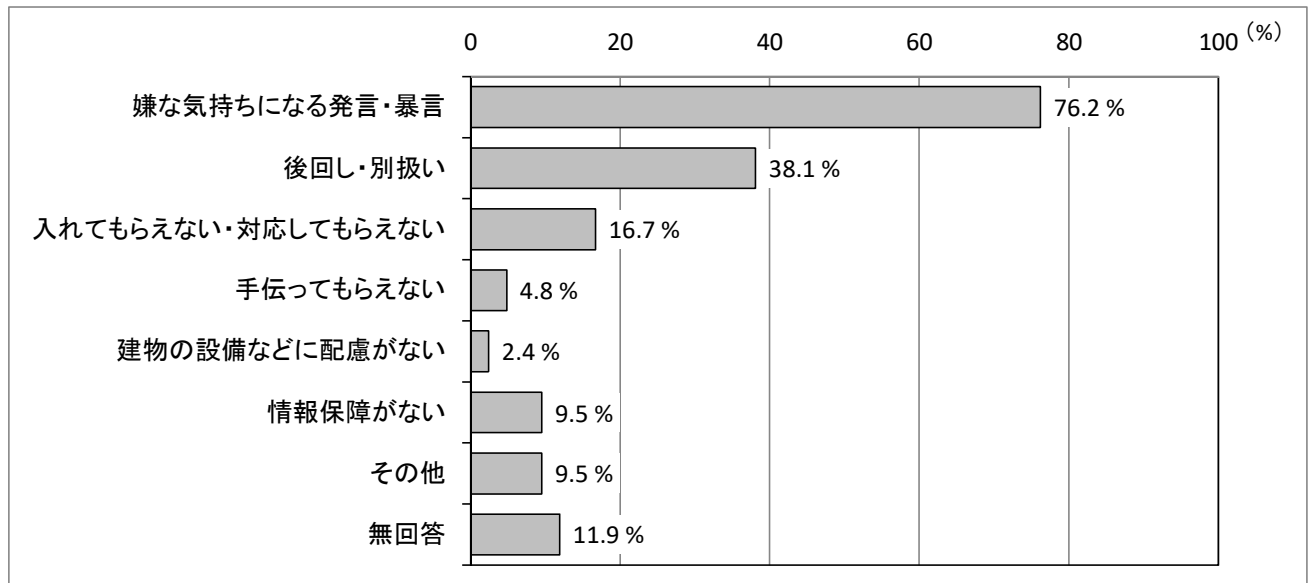
- ◆心理的虐待 「どなられる」「悪口やひどいことを言われる」「他の人の前でばかにされる」「仲間はずれにされる」など
- ◆経済的虐待 「自分のお金をとられる」「お金を渡してもらえない」「給料から知らないお金が引かれている」「自分の通帳を見せてもらえない」など
- ◆性的虐待 「お尻や胸をさわられる」「体をさわられる」「裸の写真を撮られる」「無理やりキスやセックスをさせられる」など
- ◆身体的虐待 「とても熱いものを食べさせられる・飲まされる」「無理やり食事をさせられる」「なぐられる」「けられる」「たたかれる」「部屋から出してもらえない」「手や足をしばられる」など
- ◆ネグレクト（監護放棄）
「お風呂に入らせてもらえない」「ごはんを食べさせてもらえない」「病気になるのに病院に連れていってもらえない」など

このような虐待をされたら、「いやだ」「やめて」と言いましょう。我慢は必要ありません。また、近隣の役所に電話で連絡するか、誰かと一緒に行ったり、身近な人に相談しましょう。

問 35-C. これまでに差別をされたと感じたことはありますか。(どのようなこと)

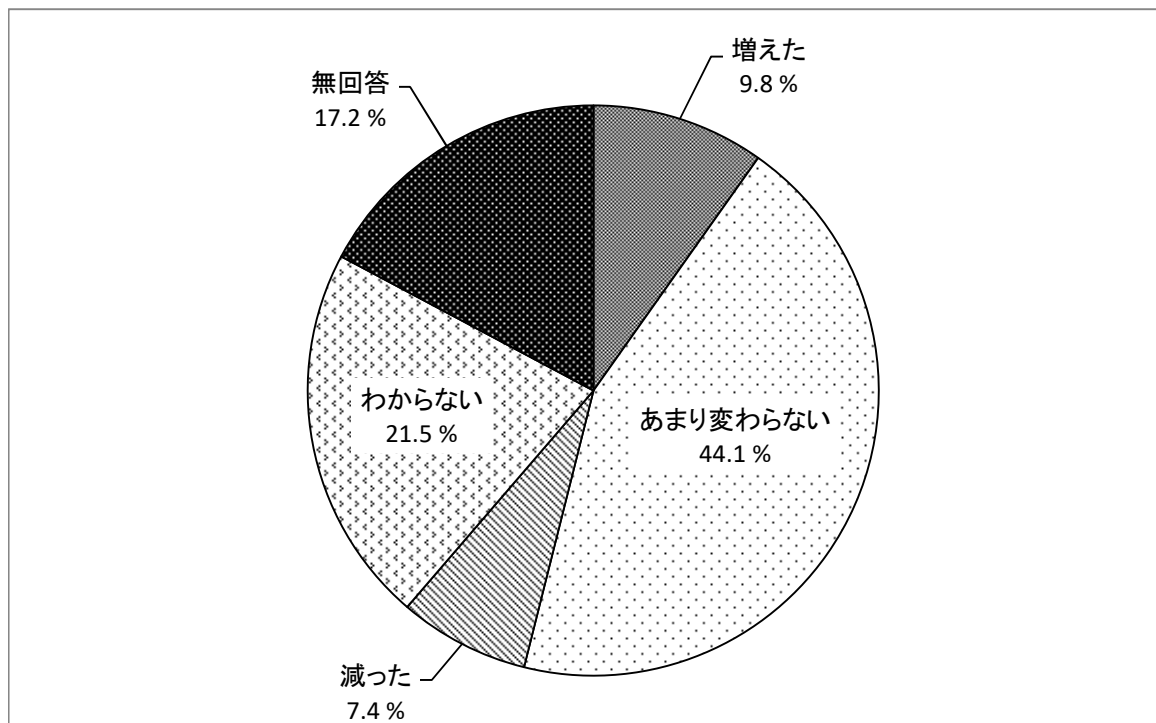
【MA】

※問 35 で「1. されたことがある」に回答した方を対象。



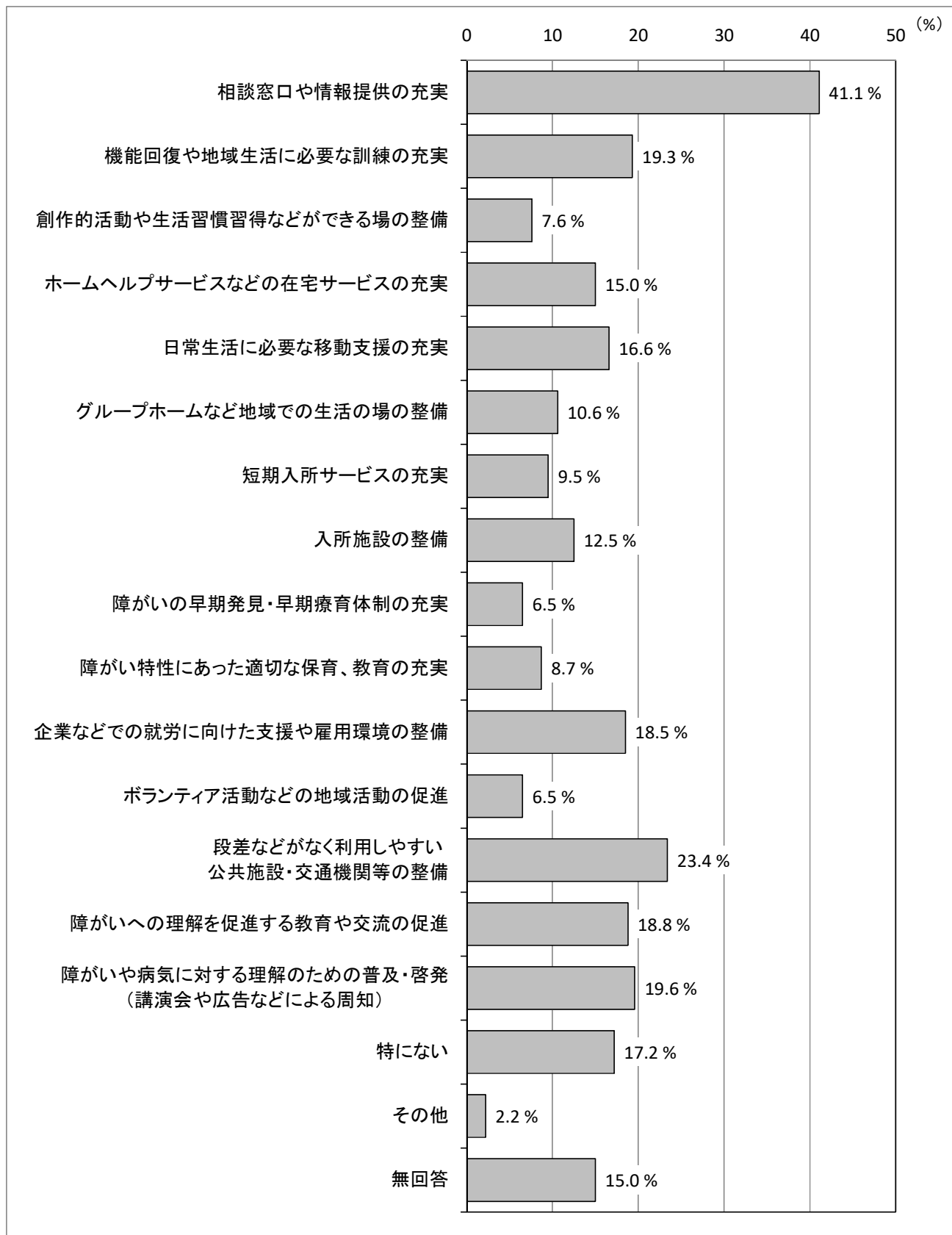
問 36. 障がいがあることで、あなたがふだんの生活でいやな思いをすることは、この5年程度の間が増えましたか、減りましたか。

【SA】



問 37. 障がい者が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取り組みは何ですか。

【MA】



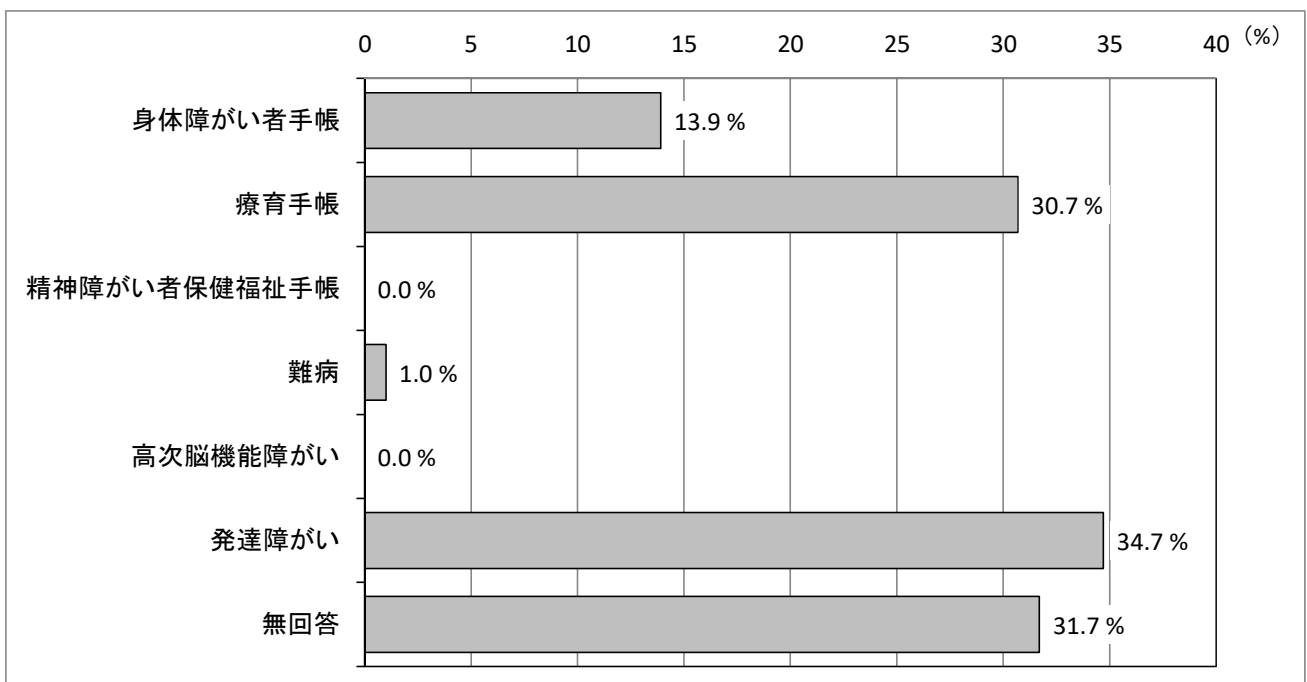
■障がい者アンケート調査結果 総論

障がい者の調査結果として、全国的に地方における高齢化が進む中で、日置市において障がい者の高齢化が進んでおり、身体的・精神的・知的な障がいを理由とした原因だけでなく、高齢化による身体的な衰えや認知能力の低下などが徐々に表れており、支援を必要とする人が適切なサービスが受けられるように検討していく必要があります。

また、障がい者を介助・支援する家族においても高齢化が進んでいることから、障がいを持つ本人だけでなく、その本人を支える家族に対しての支援も行う必要があります。ほとんどの方が住み慣れた地域でいつまでも元気に過ごしたいと考えている事から、障がいや年齢に関わらず、地域で安心して生活を継続して続けられるように、関係機関等と連携を図りながら、地域の一員として地域活動に参加できるように、本人の能力や状態に応じた切れ目の無い支援を行う必要があります。

3 障がい児を対象としたアンケート調査結果（一部抜粋）

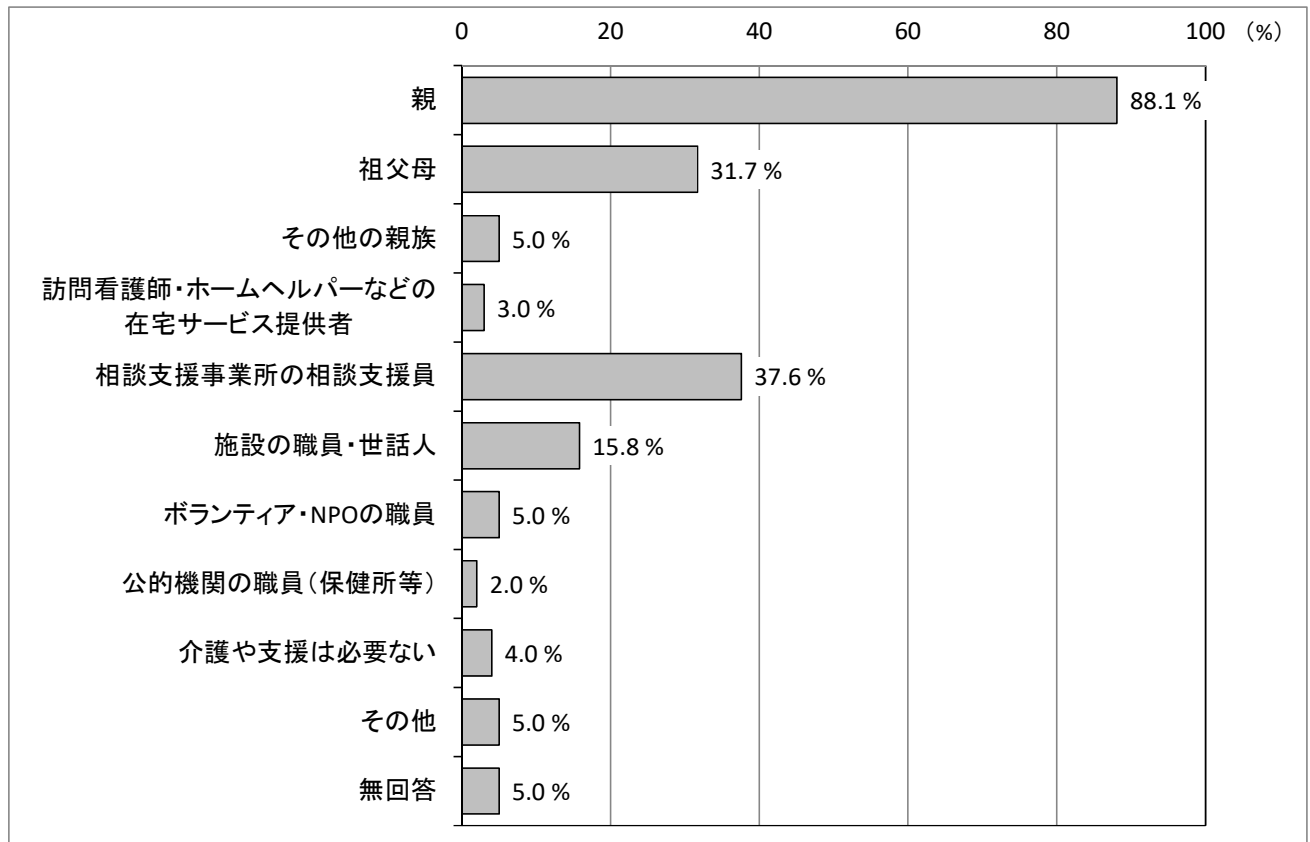
問4-1. お子さんがお持ちの手帳や、医師から診断を受けているもので該当するものすべてをお答えください。また、差支えなければ疾患名や診断名をお答えください。 【MA】



問7. お子さんの介護や支援をしている人はどなたですか。

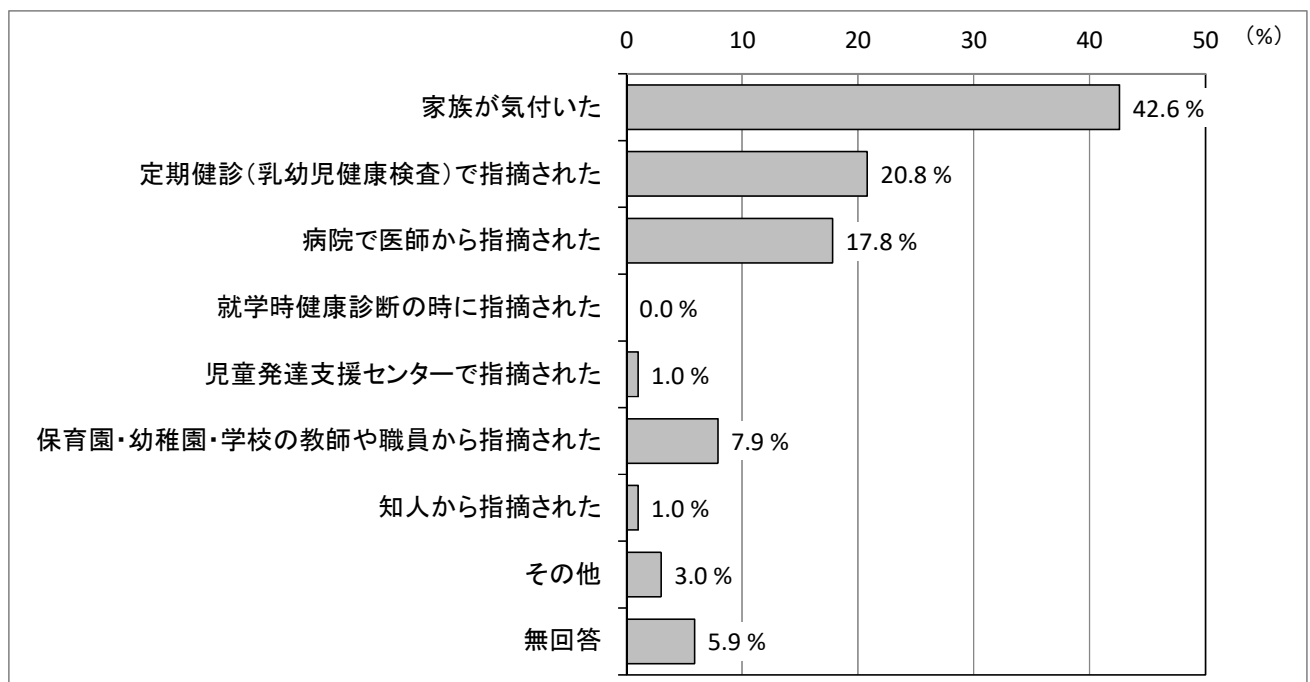
【MA】

子どもの介護や支援を行っている人は「親」が88.1%と最も高くなっていますが、相談支援員や祖父母からの支援を受けている人も多くいることが分かります。



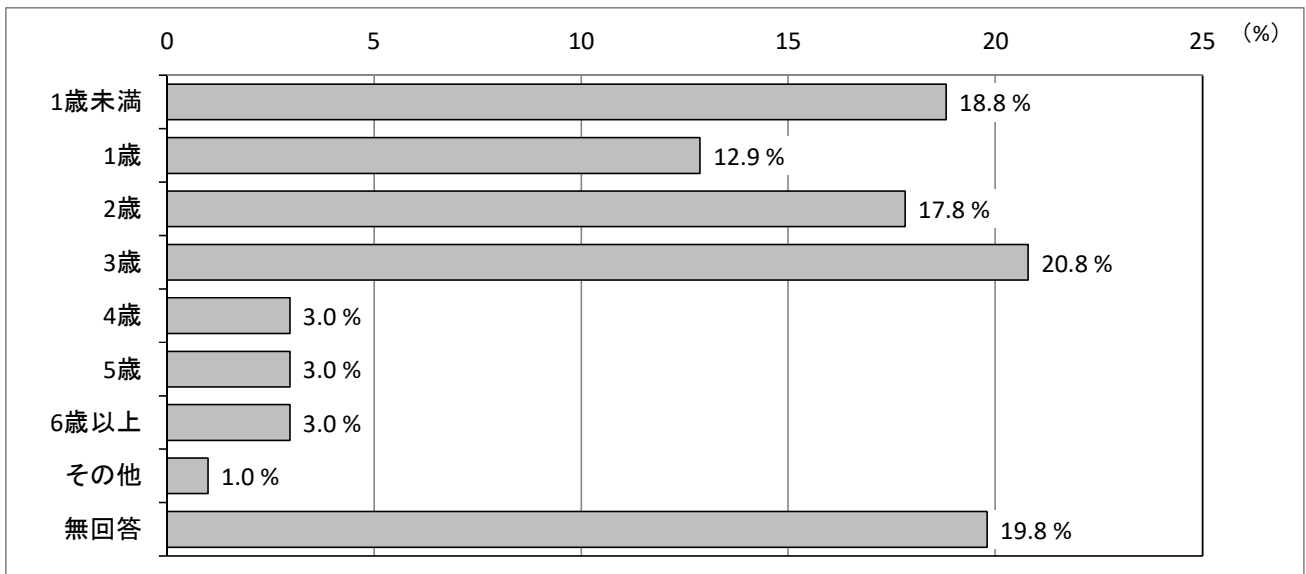
問9. お子さんの発達の不安や障がいに気付いたきっかけは何ですか。

【MA】



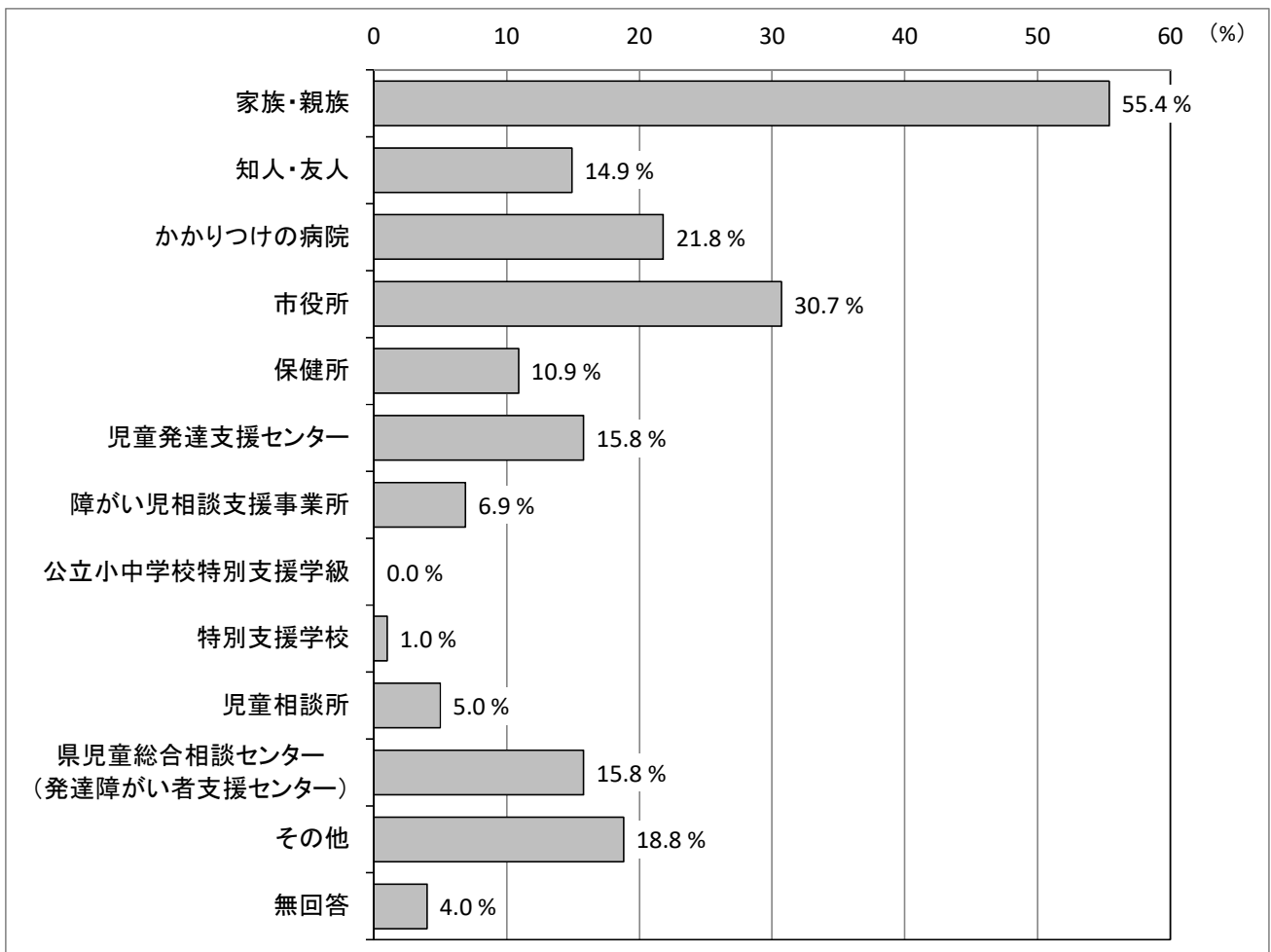
問9—A. お子さんの発達の不安や障がいに気付いた時期はいつ頃ですか。

【MA】



問10. お子さんの発達の不安や障がいに気付いたとき、誰に（どこに）相談しましたか。 【MA】

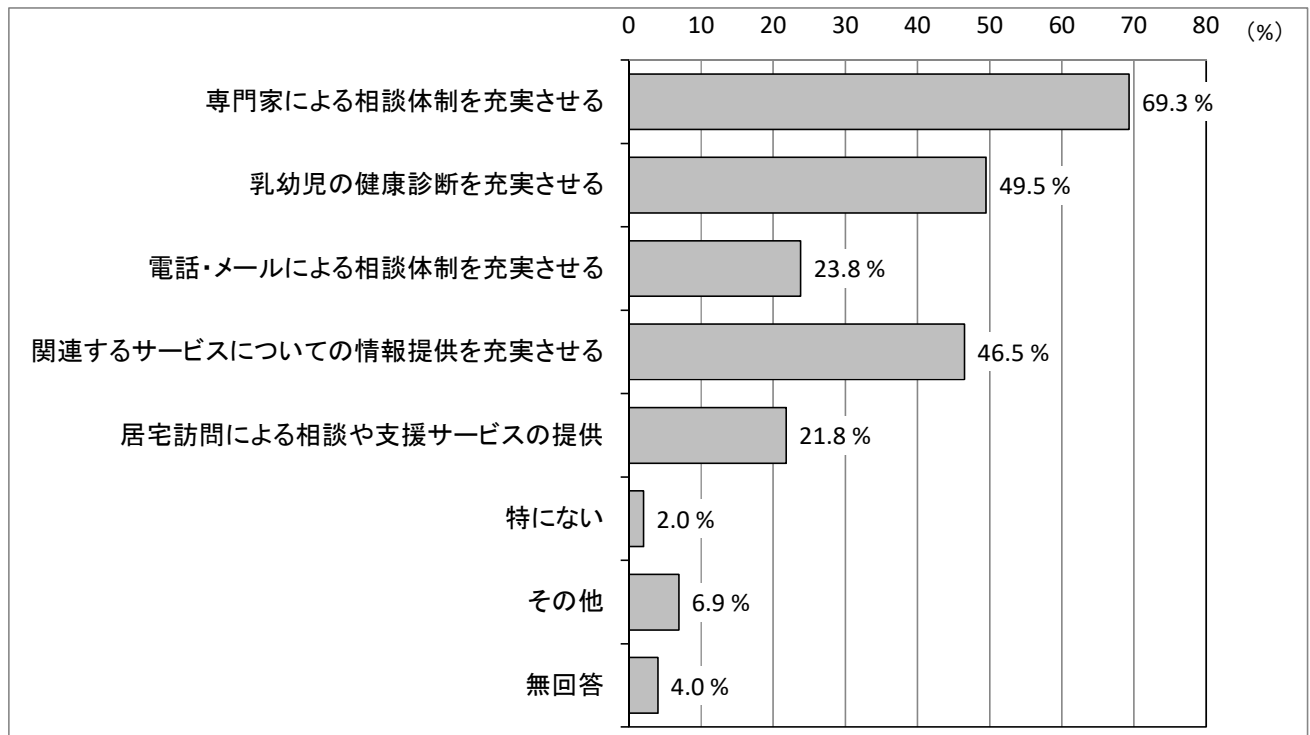
相談先は、「家族・親戚」が55.4%と最も高く、次いで各相談機関となっています。



問 11. 発達に関する不安や障がいのあるお子さんが、早期に適切な支援を受けるために必要なことは何だと思えますか。 【MA】

※就学中のお子さんを対象。

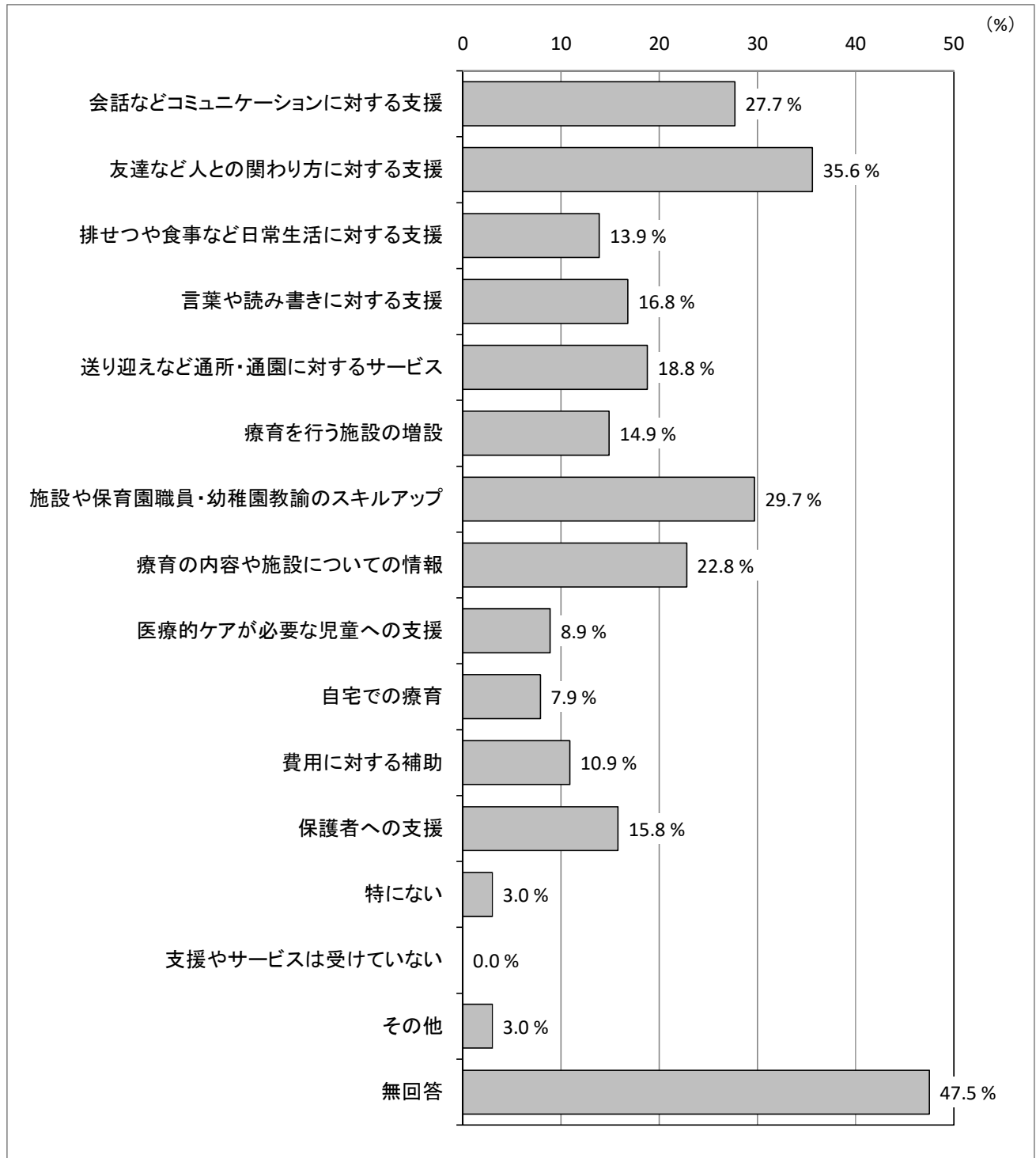
「専門家による相談体制を充実させる」が 69.3%と最も高く、「乳幼児の健康診断を充実させる」や「関連するサービスについての情報提供を充実させる」などの回答が多く見られます。



問 12. お子さんが受けている療育や支援について、充実させるべきだと思う点がありますか。【MA】

※就学前のお子さんを対象。

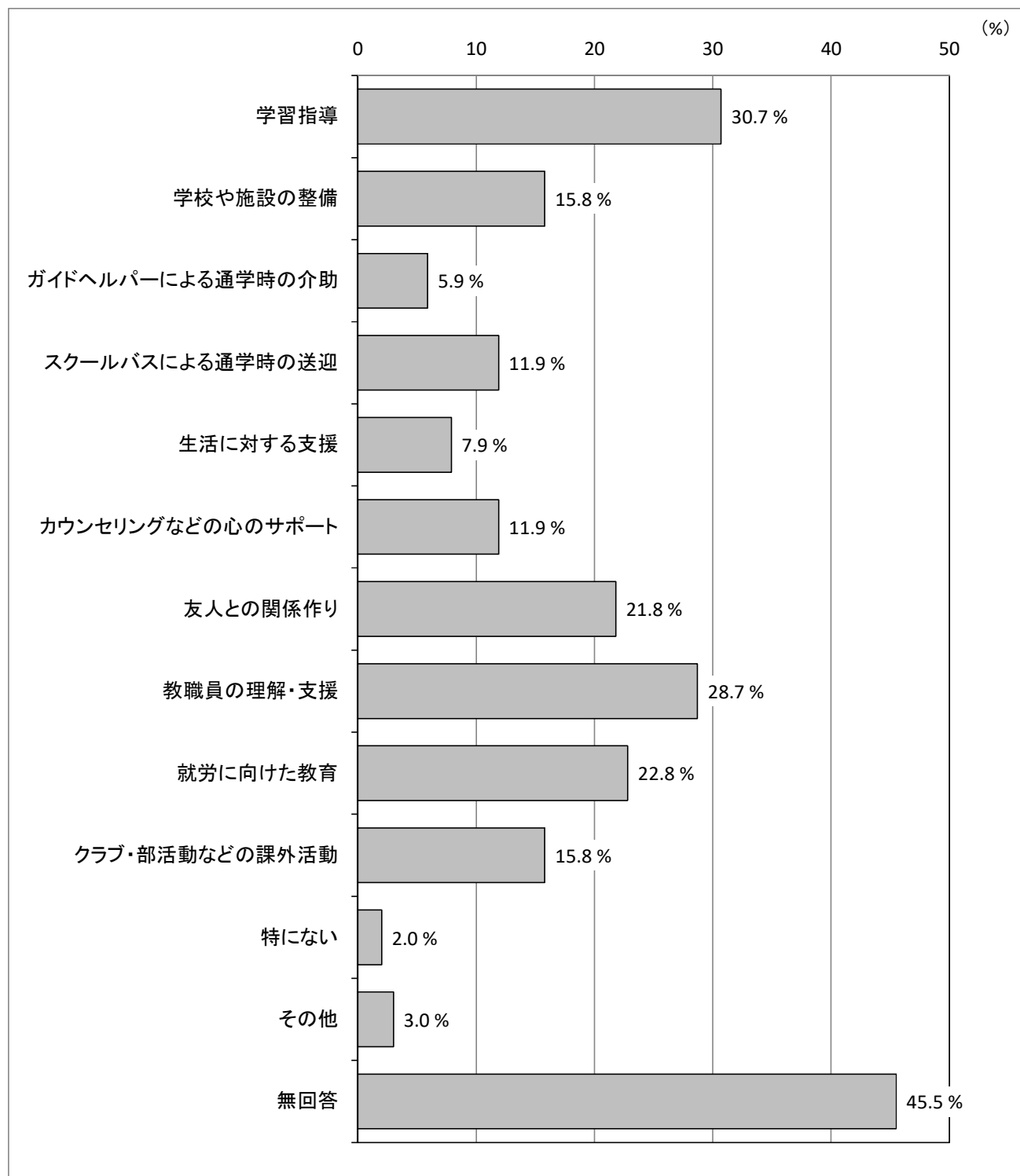
「友達など人との関わり方に対する支援」が 35.6%と最も高く、他にも「施設や保育園職員・幼稚園教諭のスキルアップ」、「会話などコミュニケーションに対する支援」などが多く回答されています。



問 13. お子さんが受けている療育や支援について、充実させるべきだと思う点がありますか。【MA】

※就学中のお子さんを対象。

「学習指導」が 30.7%と最も高く、次いで「教職員の理解・支援」、「就労に向けた教育」、「友人との関係作り」などが多く回答されています。

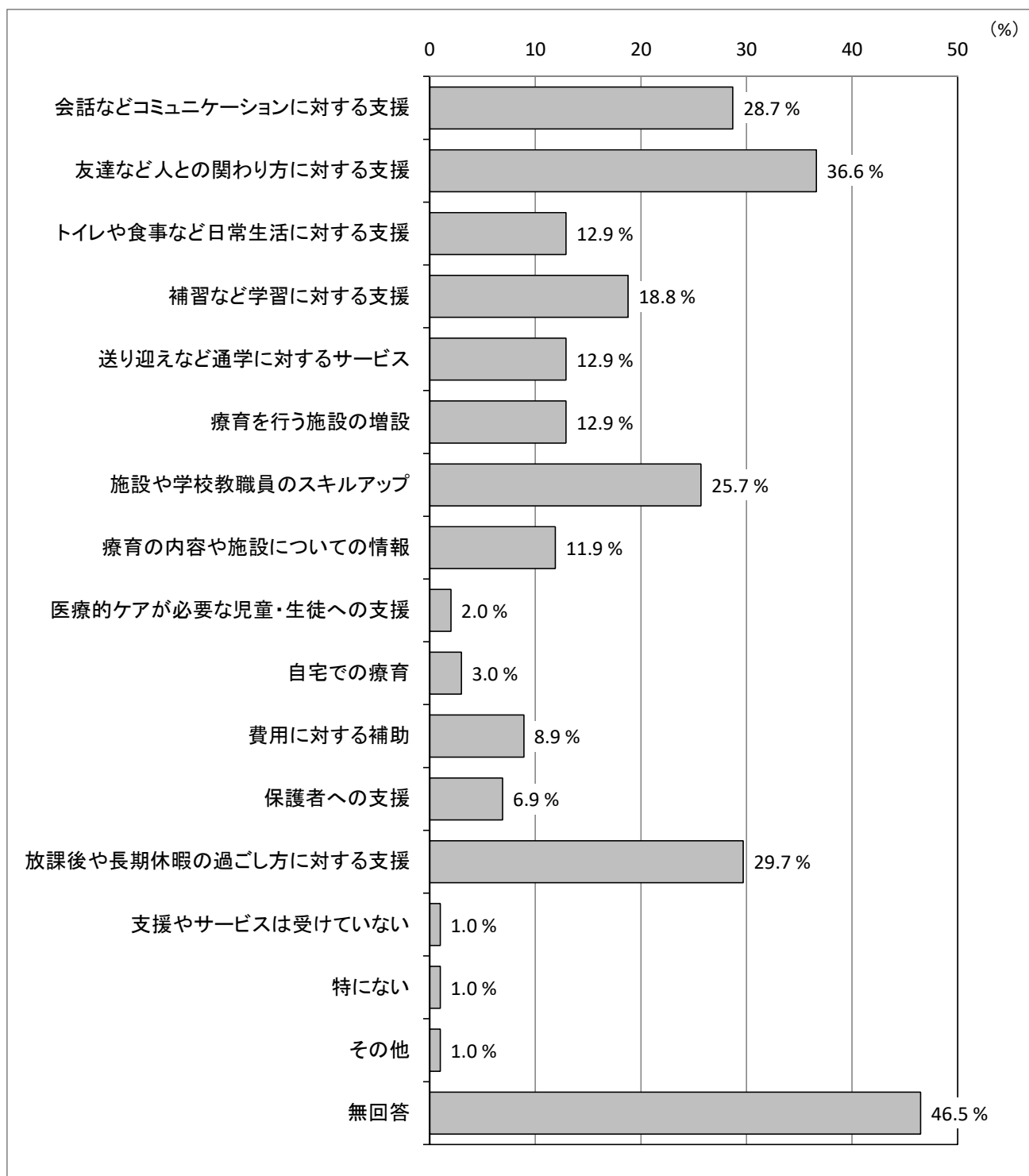


問 14. お子さんが受けている教育や、学校生活について、充実させるべきだと思う点がありますか。

【MA】

※就学中のお子さんを対象。

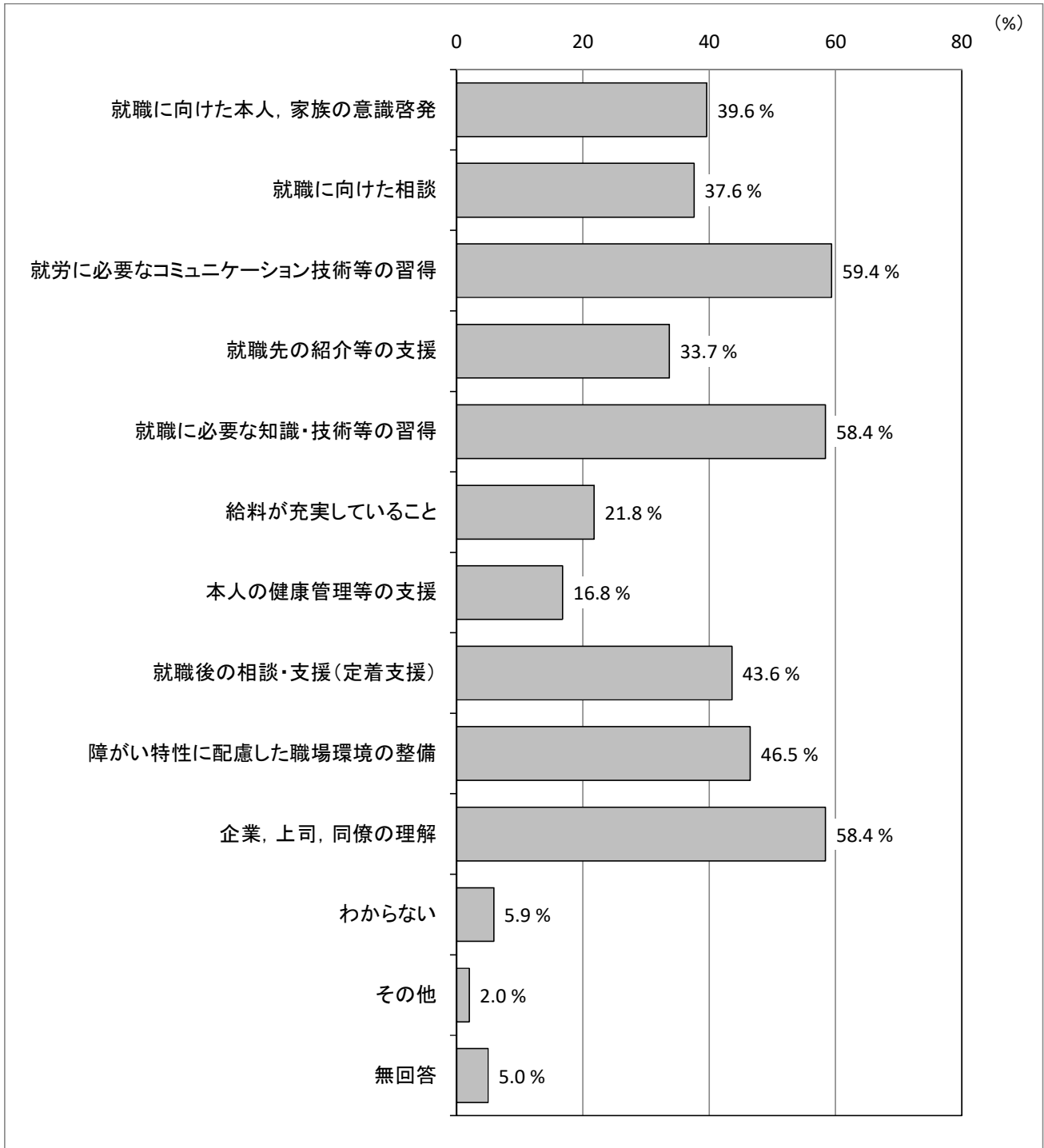
「友達など人との関わり方に対する支援」が36.6%と最も高く、「放課後や長期休暇の過ごし方に対する支援」や「会話などコミュニケーションに対する支援」などの回答も多く見られます。



問 16. お子さんが将来仕事につくために重要だと思われることは何ですか。

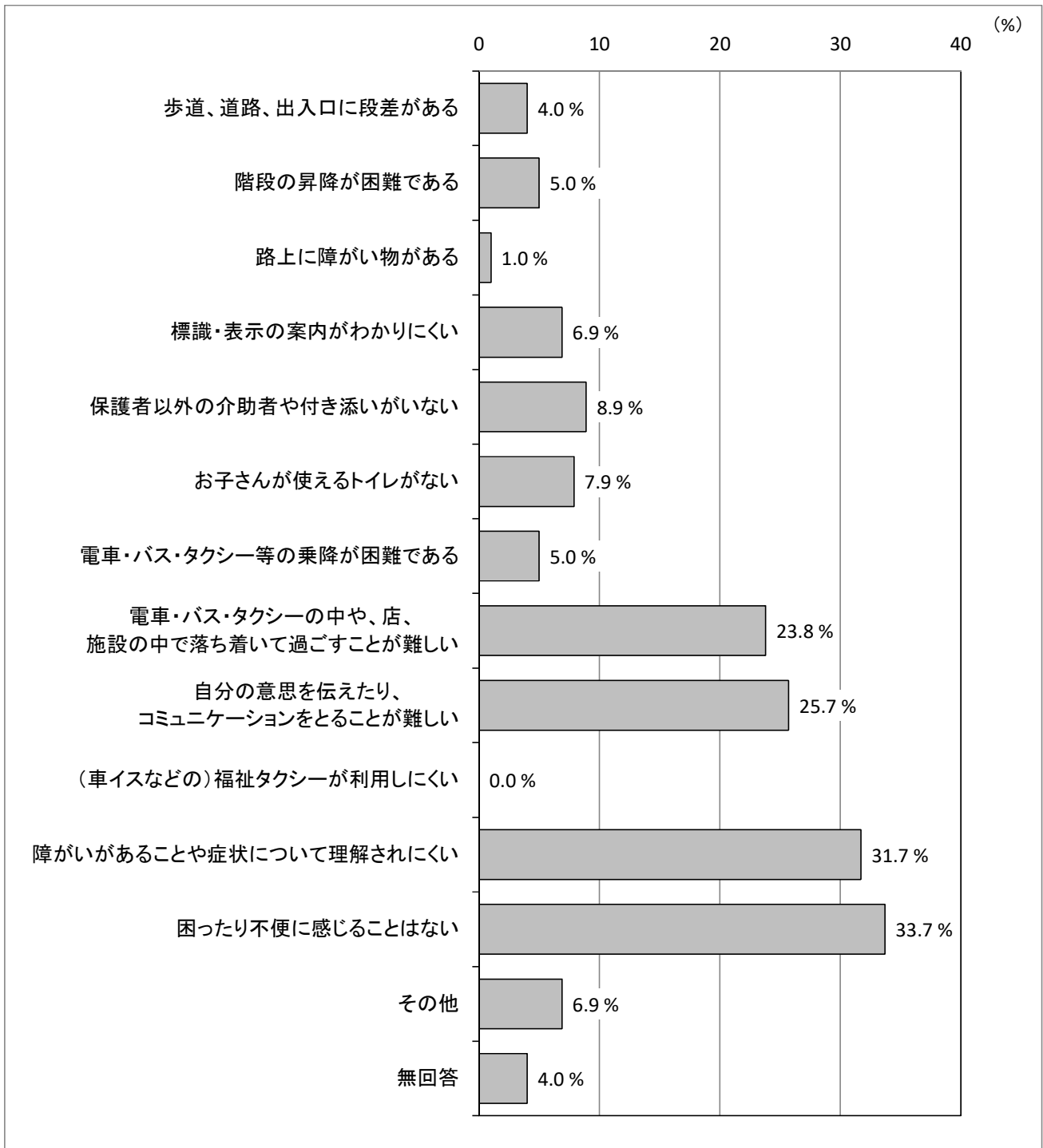
【MA】

「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」が 59.4%と最も高く、次いで「企業、上司、同僚の理解」、「就労に必要な知識・技術等の習得」の順となっています。



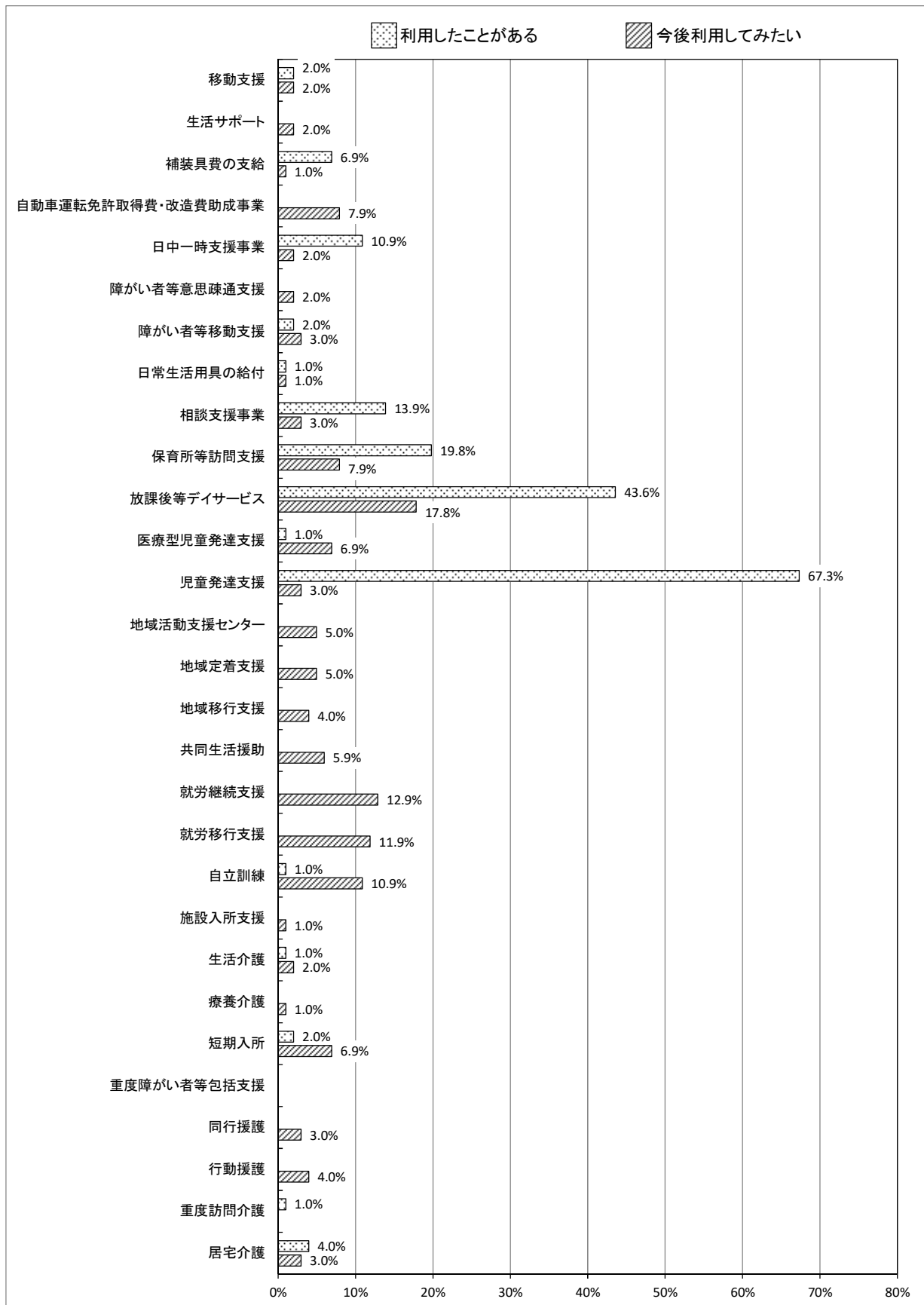
問 17. お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出するときに困ったり不便に感じたりすることは何ですか。 【MA】

「障がいがあることや症状について理解されにくい」が 31.7%と最も高く、他にも「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」や「電車・バスタクシーの中や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しいなどの回答が多くなっています。



問 19. お子さんはこれまでにどのようなサービスを利用したことがありますか。

【MA】

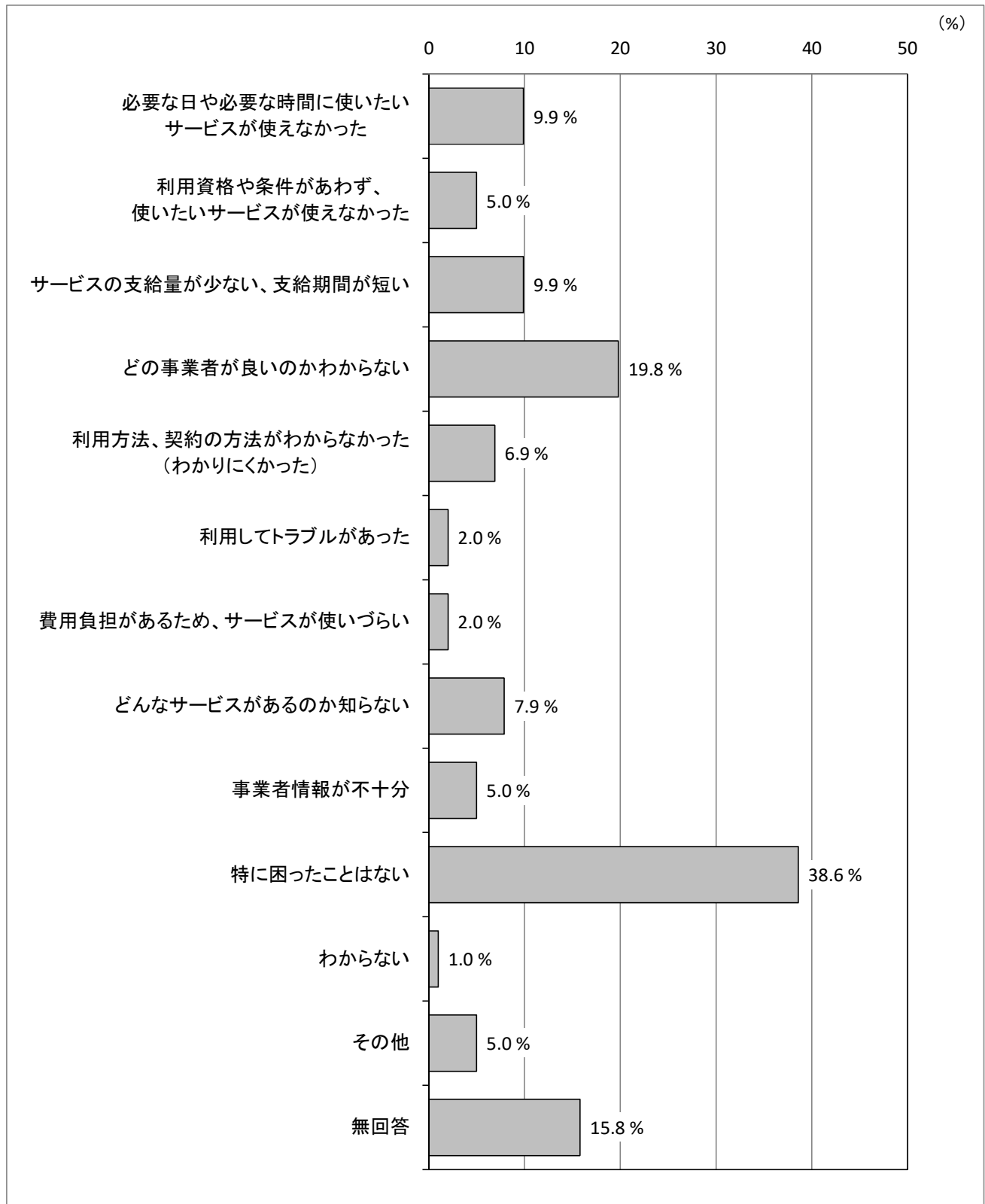


問 20. サービスを利用するときに困ったことは何でしたか。

【MA】

※問 19 のサービスを利用しているお子さんを対象。

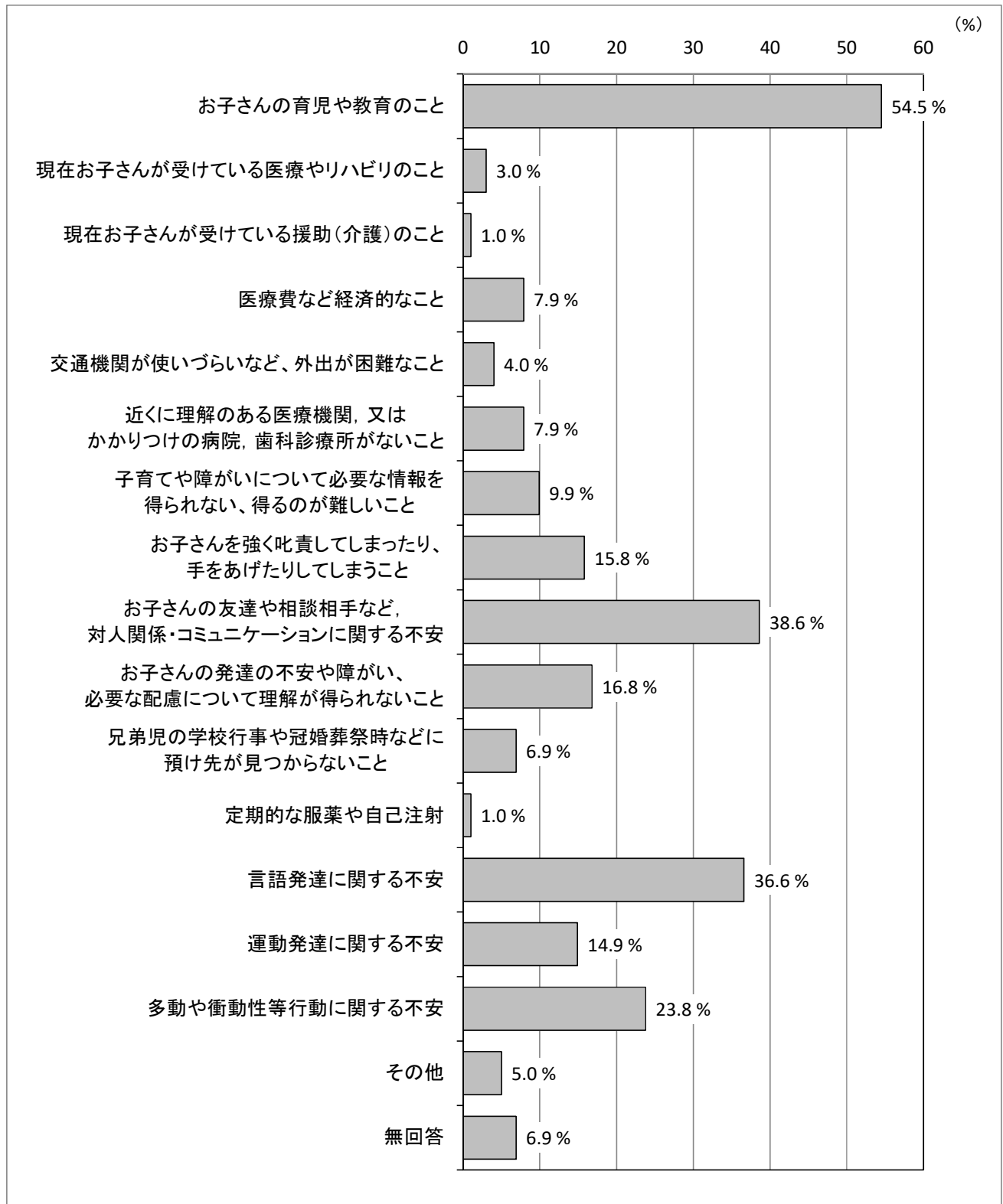
「どの事業者が良いのかわからない」が最も高くなっています。



問 22. お子さんのことで現在悩み事や困ったことは何ですか。

【MA】

「お子さんの育児や教育のこと」が 54.5%と最も高く、言語発達やコミュニケーションに関する不安が多く見られます。

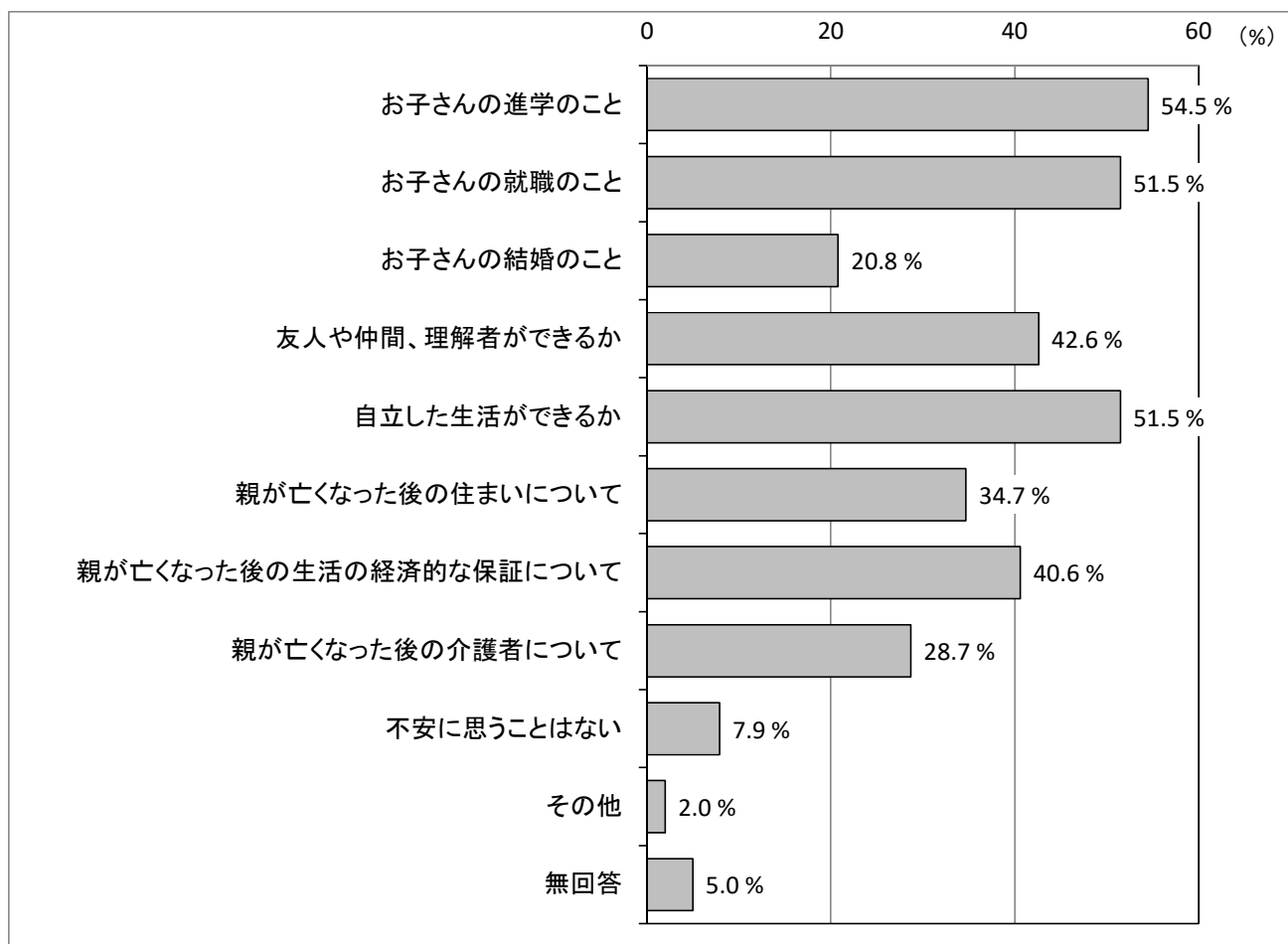


		問4-1 診断名							
		合計	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	難病(医療受給者証)の認定を受けている	高次脳機能障がいがある	発達障がいがある又はその疑いがある	無回答
問22 悩み事や困った事	全体	101 100.0	14 13.9	31 30.7	-	1 1.0	-	35 34.7	32 31.7
	お子さんの育児や教育のこと	55 100.0	8 14.5	15 27.3	-	-	-	23 41.8	16 29.1
	現在お子さんが受けている医療やリハビリのこと	3 100.0	1 33.3	3 100.0	-	-	-	-	-
	現在お子さんが受けている援助(介護)のこと	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
	医療費など経済的なこと	8 100.0	4 50.0	3 37.5	-	-	-	1 12.5	1 12.5
	交通機関が使いづらいなど、外出が困難なこと	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-	-	1 25.0
	近くに理解のある医療機関、又はかかりつけの病院、歯科診療所がないこと	8 100.0	1 12.5	4 50.0	-	-	-	4 50.0	1 12.5
	子育てや障がいについて必要な情報を得られない、得るのが難しいこと	10 100.0	1 10.0	4 40.0	-	-	-	5 50.0	1 10.0
	お子さんを強く叱責してしまったり、手をあげたりしてしまうこと	16 100.0	-	1 6.3	-	-	-	12 75.0	4 25.0
	お子さんの友達や相談相手など、対人関係・コミュニケーションに関する不安	39 100.0	1 2.6	11 28.2	-	-	-	23 59.0	9 23.1
	お子さんの発達の不安や障がい、必要な配慮について理解が得られないこと	17 100.0	1 5.9	5 29.4	-	-	-	11 64.7	3 17.6
	兄弟児の学校行事や冠婚葬祭時などに預け先が見つからないこと	7 100.0	2 28.6	3 42.9	-	-	-	1 14.3	2 28.6
	定期的な服薬や自己注射	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-
	言語発達に関する不安	37 100.0	5 13.5	17 45.9	-	1 2.7	-	14 37.8	8 21.6
	運動発達に関する不安	15 100.0	5 33.3	4 26.7	-	1 6.7	-	8 53.3	-
	多動や衝動性等行動に関する不安	24 100.0	1 4.2	6 25.0	-	-	-	11 45.8	9 37.5
	その他	5 100.0	-	2 40.0	-	-	-	1 20.0	2 40.0
	無回答	7 100.0	-	1 14.3	-	-	-	2 28.6	4 57.1

問 23. お子さんの将来のことで不安に思うことはありますか。

【MA】

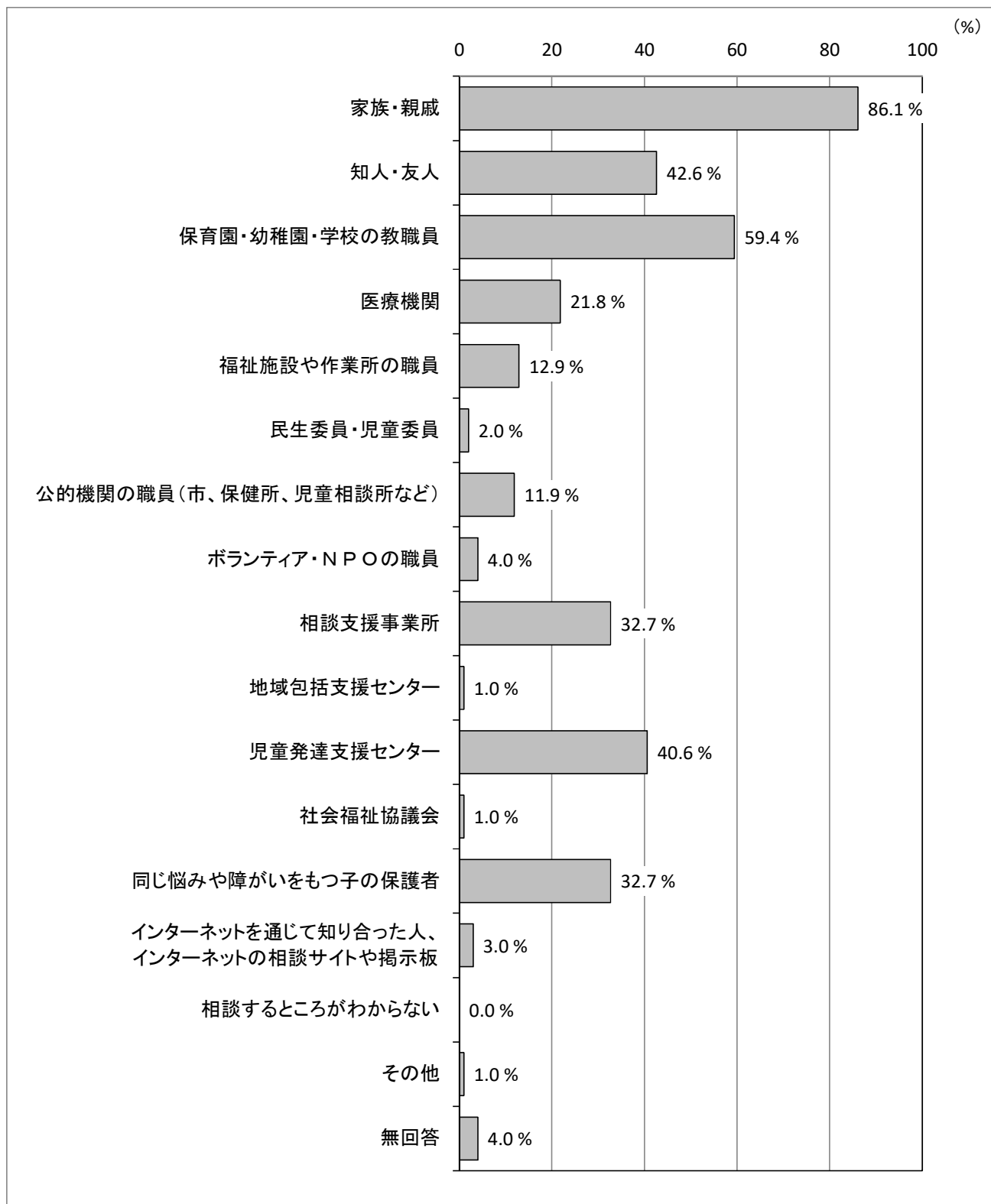
「進学」や「就職」、「自立した生活」、「友人や仲間、理解者の有無」、「親亡き後の経済的な保障」などが多く回答されています。



問 24. お子さんのことで悩んでいることや困っていることについて、相談する相手は誰ですか。

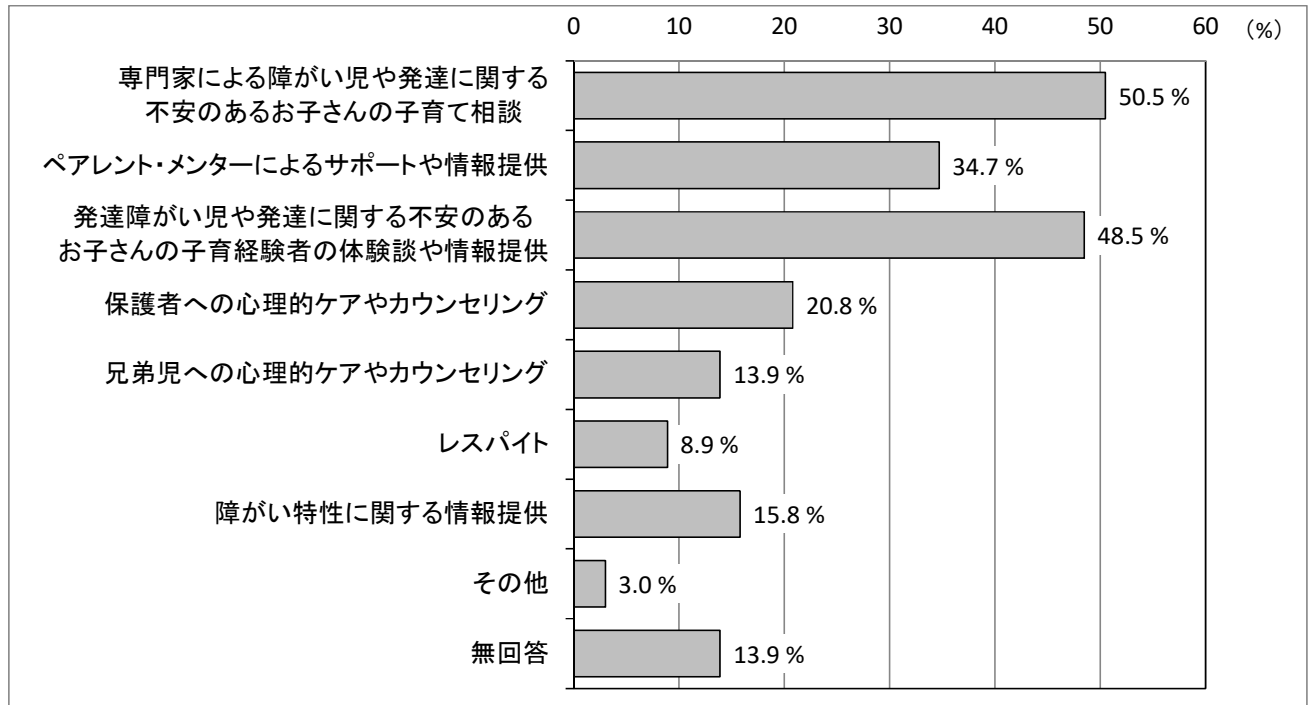
【MA】

相談先として「家族や親戚」が86.1%と最も高く、「保育園・幼稚園・学校の教職員」や「知人・友人」と回答した割合も高くなっています。

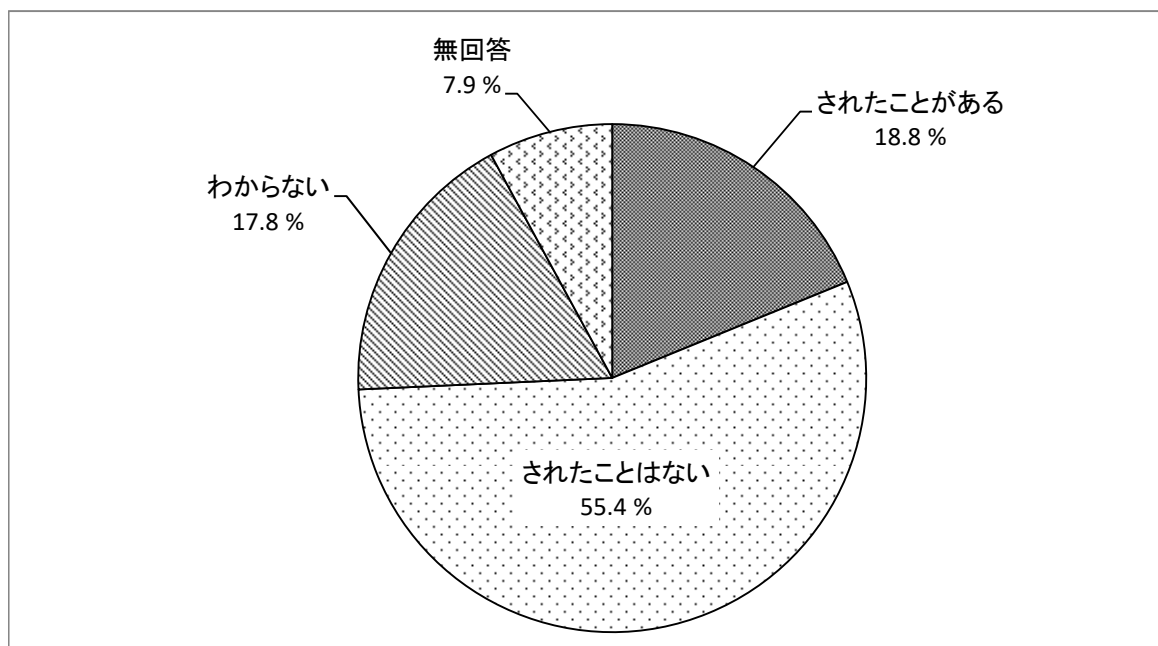


問 25. 保護者や家族の方に対しての支援として必要性を感じているもの、又はあれば利用したいと思われるものは何ですか。 【MA】

「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が 50.5%と最も高く、次いで子育て経験者の体験談やペアレント・メンターによるサポートが高くなっています。

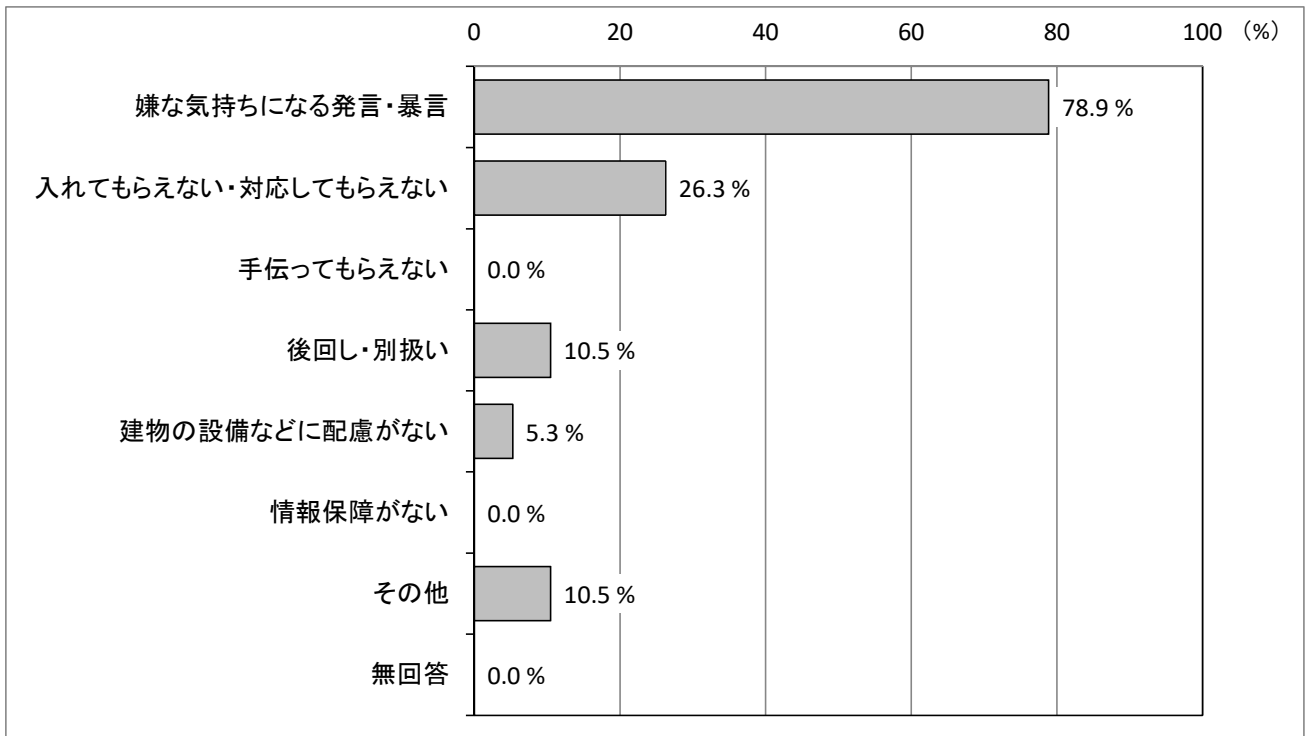


問 27. これまでに差別をされたと感じたことはありますか。 【MA】



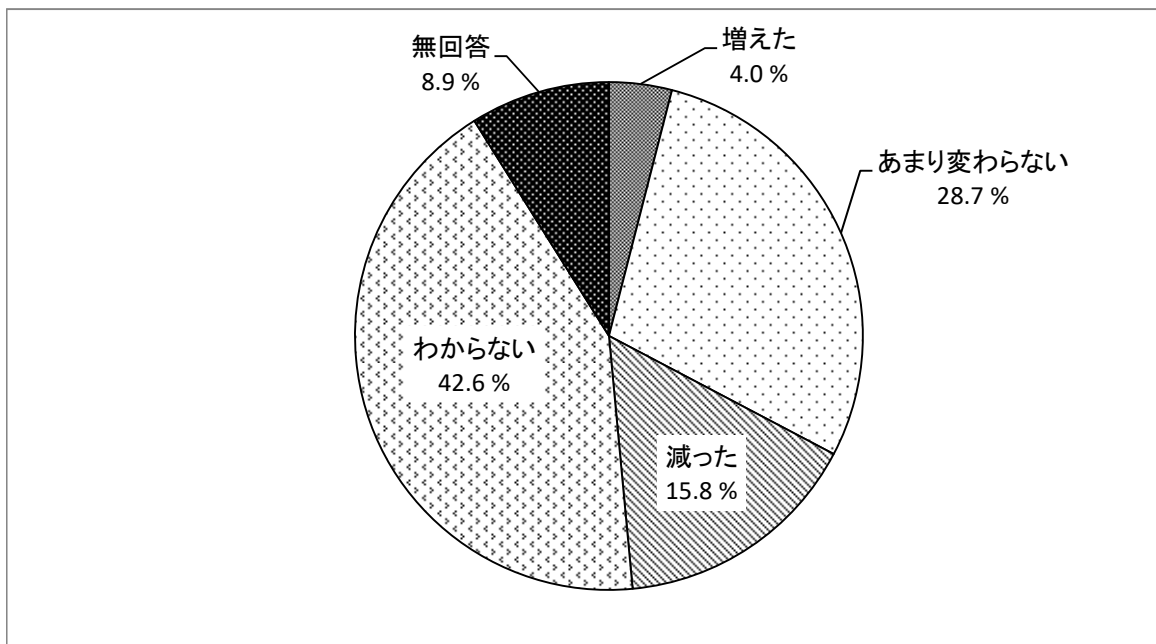
問 27—C. これまでに差別をされたと感じたことはありますか。(どのようなこと)

【MA】



問 28. 障がいがあることで、あなたがふだんの生活でいやな思いをすることは、この5年程度の間には増えましたか、減りましたか。

【MA】



■障がい児アンケート調査結果 総論

障がい児の調査結果から、現在、本市においては、乳幼児健診や行政と保護者による相談により、比較的早い段階で障がい児に対する支援の提供を行っていますが、生まれてから成人するまでの各節目において、必要とするサービスを切れ目なく適切に受けられるようにするため、「専門家による相談体制の充実」や、サービスに関する情報提供の充実に努める必要があります。

就学前や就学中における療育や支援については、幼児期は「人との関わりやコミュニケーション」に関する取り組みに力を入れると共に、就学後は、学校で学ぶ内容を確実に習得できるようにするための支援も必要であり、そのためには、保育園・幼稚園・認定こども園などの幼児保育施設や、小学校、中学校、高校、養護学校といった教育施設、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの一時預かり療育施設などにおいて、個々の児童毎に情報の交換を行い、連携を図っていく必要があります。

また、発達障がいに関しても、積極的に研修・セミナーの実施・参加などを通じて、教職員や職員の障がいに対する知識や技術の習得に努めるとともに理解を深め、教育やサービス提供の質の向上を図っていく必要があります。



第 **2** 部

第5期日置市障がい福祉計画

第1章 第5期日置市障がい福祉計画について

1 基本理念

平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

国においては、それらも含め、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとして障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点を総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本理念として掲げています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別ではない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とします。また、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障がい福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障がい福祉サービスの活用が促されるよう努めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、「地域生活への移行」、「親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能」などが求められています。今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。そのため、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- (一) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- (二) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- (三) 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を旨とするともに、都道府県の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。さらに、障がい児が障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



2 第5期計画の目標値の設定

【1】成果目標と活動指標

国の基本指針の理念

自立と共生の社会を実現し、障がい者が地域で暮らせる社会に

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者の減少

- 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

障がい者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
（都道府県のみ）
- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

【2】共生社会の実現をめざした成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

◆福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値

区分		数値	数値内容
平成28年度の地域生活移行者数		3人	福祉施設入所者のうち、自立訓練授業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行した人数
平成28年度末時点の施設入所者数 (A)		148人	平成28年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の数
平成32年度末時点の入所施設利用者数 (B)		145人	平成32年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の数
削減見込 (A-B)	目標値	3人	(国指針：平成28年度末時点から2%以上)
地域生活移行者数	目標値	14人	福祉施設入所者のうち、自立訓練授業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数 (国指針：平成28年度末時点における施設入所者の9%以上)



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は誰にとっても身近な病気ですが、疾患や障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりが必要になります。

そのため、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するべく、「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」の設置について検討します。

また、地域包括ケアシステムの構築に伴い、精神障がいをもった1年以上長期入院患者のうち一定数の患者について地域生活への移行を推進します。

◆保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目		数値	数値内容
目標年度末時点の場の設置等の数		1	平成32年度末時点までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
65歳未満の地域生活移行者数	平成28年度末	0人	地域における65歳未満の精神障がい者の地域生活移行者数
	平成32年度末	16人	
65歳以上の地域生活移行者数	平成28年度末	0人	地域における65歳以上の精神障がい者の地域生活移行者数
	平成32年度末	25人	

■精神障害者地域移行・地域定着推進協議会とは

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成するものです。

資料元：厚生労働省 精神障害者の地域移行担当者等会議

(3) 地域生活支援拠点等の整備

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者・障がい児やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要です。

◆地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	数値内容
目標年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1か所	平成32年度末時点までに整備した地域生活支援拠点等の数 (平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へ移行する人については、2人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

◆福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	数値内容
平成28年度の一般就労移行者数	1人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成28年度に一般就労に移行した人数
平成32年度の一般就労移行者数	2人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度に一般就労に移行する人数（国指針：平成28年度実績の1.5倍）

◆就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	数値内容
平成28年度末の 就労移行支援事業の利用者数	25人	平成28年度末時点において就労支援移行支援事業を利用した人数
平成32年度末時点の 就労移行支援事業の利用者数	30人	平成32年度末時点において就労移行支援事業を利用する人数（国指針：平成28年度末の利用者から2割以上増加）

◆就労移行支援事業所の就労移行率の増加

項目	数値	数値内容
平成28年度末時点の 就労移行支援の事業所数	3カ所	平成28年度末時点における就労移行支援の事業所の数
平成32年度末時点の 就労移行率が3割以上の事業所数	1カ所	平成32年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の数
平成28年度末の就労移行率が 3割以上の事業所の割合	0%	平成28年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の全体に対する割合
平成32年度末の就労移行率が 3割以上の事業所の割合	33%	平成32年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の全体に対する割合

◆職場定着率の増加

項目	数値	数値内容
【目標値】 目標年度末の職場定着率	80%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

第2章 障がい福祉サービスの見込量(活動指標)と確保方策

本項目では、国が定める基本指針に即して、平成32年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定めて日置市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

① 居宅介護

障がいのある人が居宅において、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する助言等、生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と外出時の介護を総合的に受けられるサービスです。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にもかかわらず、一定額を払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

■実績

平成29年度における訪問系サービスの計画に対する実績見込についてサービスごとにみると、居宅介護は、1月あたりの延べ利用時間数が53.3%減、利用者数が32.7%減となりました。重度訪問介護は、1月あたりの延べ利用時間数が30.6%減、利用者数が50%増となりました。同行援護は、1月あたりの延べ利用時間数が43.2%減、利用者数が36.4%減となりました。行動援護は、1月あたりの延べ利用時間数が65.7%減、利用者数が70.6%減となりました。また、重度障害者等包括支援については、事業所がないことから重度訪問介護等のサービスを利用しています。3か年における訪問系サービス全体の利用実績状況としては、年々減少傾向にあります。

◆第4期計画の計画と実績

(1月あたりの延べ利用時間数・人数)

計画と実績		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
総計		時間/月	1,610	1,530	1,708	1,310	1,806	986
		人	72	65	78	57	85	52
内訳	居宅介護	時間/月	797	680	871	485	945	441
		人	48	44	51	39	55	37
	重度訪問介護	時間/月	627	674	627	698	627	435
		人	2	2	2	3	2	3
	同行援護	時間/月	108	107	120	84	132	75
		人	9	10	10	8	11	7
	行動援護	時間/月	78	69	90	43	102	35
		人	13	9	15	7	17	5
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0

◆第5期計画見込量

見込量		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総計		時間/月	843	768	728
		人	47	43	40
内訳	居宅介護	時間/月	315	240	200
		人	32	28	25
	重度訪問介護	時間/月	437	437	437
		人	3	3	3
	同行援護	時間/月	60	60	60
		人	7	7	7
	行動援護	時間/月	31	31	31
		人	5	5	5
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
		人	0	0	0

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、次の9つのサービスをいいます。

① 生活介護

障がい支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。

② 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められています。

③ 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期入院者等は3年間）と定められています。

④ 就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

⑤ 就労継続支援A型

就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

⑥ 就労継続支援B型

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

⑦ 就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑧ 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。

⑨ 短期入所

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。

■実績

平成 29 年度における日中活動系サービスの計画に対する実績見込についてサービスごとにみると、生活介護は、1 月あたりの延べ利用日数が 14% 増、利用者数において 4.6% 増となりました。自立訓練（機能訓練）は、1 月あたりの延べ利用日数が 68% 増となりました。自立訓練（生活訓練）は、1 月あたりの延べ利用日数が 37.5%、利用者数が 62.5% の達成率に止まりました。就労移行支援は、1 月あたりの延べ利用日数が 73.4%、利用者数が 48.7% の達成率に止まりました。就労継続支援（A 型）は、1 月あたりの延べ利用日数が 59% 増、利用者数において 28% 増となりました。就労継続支援（B 型）は、1 月あたりの延べ利用日数が 4.1% 増、利用者数において 7.4% 減となりました。療養介護は、1 月あたりの利用者数が 16% 減となりました。短期入所（福祉型）は、1 月あたりの延べ利用日数が 12% 減、利用者数において 35% 減となりました。3 か年における日中活動系サービス全体の利用実績状況としては、年々増加傾向にあります。

◆第 4 期計画の計画と実績

（1 月あたりの延べ利用日数・人数）

計画と実績	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	日/月	3,553	3,814	3,648	4,032	3,743	4,285
	人	187	189	192	203	197	206
自立訓練（機能訓練）	日/月	88	61	88	108	88	148
	人	8	4	8	7	8	8
自立訓練（生活訓練）	日/月	104	15	104	50	104	39
	人	8	1	8	3	8	5
就労移行支援	日/月	319	225	378	264	429	315
	人	29	12	34	14	39	19
就労継続支援（A 型）	日/月	640	995	720	1,209	800	1,272
	人	40	50	45	61	50	64
就労継続支援（B 型）	日/月	1,950	2,024	2,100	2,087	2,250	2,342
	人	130	118	140	126	150	139
就労定着支援	人	-	-	-	-	-	-
療養介護	人	25	21	25	21	25	21
短期入所（福祉型）	日/月	315	332	324	359	333	293
	人	35	24	36	24	37	24
短期入所（医療型）	日/月	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	日/月	4,452	4,536	4,620
	人	212	216	220
自立訓練（機能訓練）	日/月	240	240	240
	人	12	12	12
自立訓練（生活訓練）	日/月	56	56	56
	人	8	8	8
就労移行支援	日/月	374	442	527
	人	22	26	31
就労継続支援（A型）	日/月	1,330	1,425	1,520
	人	70	75	80
就労継続支援（B型）	日/月	2,432	2,560	2,608
	人	152	160	168
就労定着支援	人	2	3	5
療養介護	人	21	21	21
短期入所（福祉型）	日/月	336	336	336
	人	24	24	24
短期入所（医療型）	日/月	0	0	0
	人	0	0	0



3 居住系サービス

居住系サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人が、主として夜間において、共同生活を行う住宅で、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

② 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。

③ 自立生活援助

施設等を利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

④ 相談支援サービス

障がいのある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直し、地域移行支援は入所している障がいのある人、または入院している精神に障がいのある人の地域生活に移行するための相談等、地域定着支援は居宅等にて単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援をするサービスです。

■実績

平成29年度における居住系サービスの計画に対する実績見込についてサービスごとにみると、共同生活援助は、1月あたりの利用者数は1.3%減となりました。施設入所支援は、1月あたりの利用者数は8.9%増となりました。計画相談支援は、1年あたりの利用者数は26.4%減でしたが、利用実績は平成27年度と比較すると7.9%増となっています。地域移行支援と地域定着支援は計画達成には至りませんでした。

◆第4期計画の計画と実績

(1月あたり的人数)

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 (グループホーム)	人	71	70	74	70	77	76
施設入所支援	人	139	138	137	145	135	147

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	3	3	4
施設入所支援	人	147	146	145
共同生活援助 (グループホーム)	人	80	83	86

◆第4期計画の計画と実績

(1年あたりの人数)

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人	655	491	690	510	720	530
地域移行支援	人	2	1	2	4	2	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	550	571	593
地域移行支援	人	12	12	13
地域定着支援	人	1	1	1

第3章 地域生活支援事業の見込量（活動指標）と確保方策

1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民の働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

◆第5期計画見込量

サービスの種類	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

◆第5期計画見込量

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	回	1	1	1

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がい者・障がい児やその保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の業務を行います。

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	箇所	11	11	11
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度における後見等の業務を行う事ができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	回	1	1	1

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。または、要約筆記者や手話通訳者の設置に向けて取り組みます。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話通訳者派遣事業	回	66	75	68	55	70	55
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	回	60	60	60
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方などとの交流活動の促進や、広報活動の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する取り組みです。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員	人	40	13	40	22	40	24
朗読奉仕員	人	24	0	24	0	24	0

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員	人	20	20	20
朗読奉仕員	人	10	10	10

(8) 日常生活用具給付等事業

障がい者・障がい児に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がい者・障がい児の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用するいすなど、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がい者・障がい児の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

③ 在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者・障がい児の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がい者・障がい児の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

⑤ 排泄管理支援用具

ストマ用装具など障がい者・障がい児の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

在宅で生活している身体に障がいがある人に対し、在宅生活が円滑に行なえるように、段差の解消やスロープの取り付け等の住宅改修を行う制度です。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護・訓練支援用具	件	3	4	4	0	5	0
自立生活支援用具	件	9	7	10	8	11	6
在宅療養等支援用具	件	3	8	4	7	5	6
情報・意思疎通支援用具	件	16	14	17	8	18	6
排泄管理支援用具	件	1,030	1,176	1,040	1,209	1,050	1,238
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	2	2	0	3	0

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	7	7	7
排泄管理支援用具	件	1,260	1,285	1,310
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進し、ホームヘルパーの派遣による支援を行います。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施事業所数	個所	6	7	6	6	6	6
実利用人数	人	10	12	11	11	12	13
延利用時間	時間	160	695	176	875	192	830

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用人数	人	13	14	14
延利用時間	時間	840	880	880

(10) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センター機能の充実強化を支援します。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施事業所数	個所	5	6	6	6	6	5
延利用件数	件	3,305	3,380	3,569	3,004	3,855	3,265

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施事業所数	個所	5	5	5
延利用件数	件	3,200	3,200	3,200

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、施設への委託により事業を実施します。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
実施事業所数	個所	12	10	13	9	14	13
利用人数	人	62	57	67	89	72	55

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施事業所数	個所	12	12	12
利用人数	人	50	50	50

(2) 巡回支援専門員整備事業

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその保護者が集まる施設・場に巡回支援を実施し、施設のスタッフや保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

※「発達障がい等に関する知識を有する専門員」とは…

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障がいに関する知識を有する者。
- ・障がい児施設等において発達障がい児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科、又はこれに相当する過程を修めて卒業した者で、発達障がいに関する知識・経験を有する者

◆第5期計画見込量

見込量		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
内容	巡回箇所数	個所	45	45	45
	実相談児童数	人	590	590	590

(3) 自動車免許取得・自動車改造費助成事業

障がい者等の運転免許を取得するために自動車教習所で訓練を受けたとき、技能教習費用の一部を助成します。また、障がい者本人が運転する自動車を改造する費用を助成します。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自動車運転免許	件数	4	3	4	2	4	0
自動車改造費助成	件数	3	0	3	0	3	0

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許	件数	3	3	3
自動車改造費助成	件数	2	2	2

(4) レクリエーション活動等支援

障がい者がレクリエーション活動を通じて、体力増強、交流、余暇、スポーツに触れる機会を提供するために、各種レクリエーション教室・大会・運動会などを開催し、社会参加活動を行うための環境の整備や支援を行います。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
内容	スポーツ大会	回	1	1	1	1	1
	グラウンドゴルフ教室・大会	回	6	6	6	6	6

◆第5期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
内容	スポーツ大会	回	1	1	1
	グラウンドゴルフ教室・大会	回	6	6	6

(5) 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な視覚障がい者（視覚障がい児を含む）のために、点訳、音声訳
その他分かりやすい方法により、市の広報などを定期的に提供します。

◆第4期計画の計画と実績

計画と実績		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
内容	点訳	回	40	40	40	40	40	28
	音声訳	回	40	40	40	40	40	28

◆第5期計画見込量

見込量		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
内容	点訳	回	28	28	28
	音声訳	回	28	28	28



第 **3** 部

第 1 期日置市障がい児福祉計画

第1章 第1期日置市障がい児福祉計画について

1 基本理念

平成28年5月児童福祉法の一部改正が行われ、障がいを持つ児童のニーズに対応するため、障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られたところです。

本市においては、本計画と関連する「子ども・子育て支援事業計画」において本市の基本理念を「安心して、自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔が溢れるまちづくり～地域が子育てサポーターに～」と明確にしています。それを踏まえた上で、国の基本理念に基づき、次に掲げる点を総合的な障がい児福祉計画の基本理念として掲げています。

（1）障がい児の健やかな育成のための発達支援と体制の構築

障がいを持つ児童とその保護者が、各ライフステージごとに障がい児本人にとって最善の支援を身近な地域で受けられるよう、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（2）地域包括ケアシステムを利用した包容の推進

障がいを持つ児童が、地域の保育や教育等の支援を利用し成長できるよう、支援を通じて地域社会へ参加することによる地域包括ケアによる包容（インクルージョン）を推進します。

（3）発達支援の質の向上と地域格差の是正

障がい児の障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）の充実と、どこに住んでいても等しく支援を受けられるよう、地域格差の是正を図ります。

2 第1期障がい児福祉計画の目標値の設定

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係期間とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市の子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築について目標を定めます。

(1) 児童発達支援センター設置

本市では、児童発達支援センターとして社会福祉法人大湯福祉会の「子どもの家療育クラブ」があります。地域の障がい児支援の中核的な施設としての機能を充実させるよう、関係機関との連携を引き続き推進します。

項目	目標数値	数値内容
児童発達支援センターの設置数	1か所	平成32年度末時点におけるセンター数

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

平成29年において本市内に保育所等訪問支援事業所は1か所あり、引き続き事業を継続し体制を整備します。

項目	数値	数値内容
保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所	平成32年度末時点における保育所等訪問支援事業所

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児の発達支援を行っている市内の事業所は現在ありませんが、市内における設置を検討する事業所への情報提供と支援を行うと共に、近隣市町村と協力し、圏域におけるサービスの提供を目指します。

項目	数値	数値内容
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	設置を検討する事業所への支援を継続して行いつつ、近隣市町村と連携して圏域でのサービス提供を目指す。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数		

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が全国的に増加しており、これらの児童に対しては、病院退院後は、関係機関との連携のもと、障がい福祉サービスに加え、保育、教育での適切な支援が必要となっています。

そのため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、国の指針に則して、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

項目	数値	数値内容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	平成30年度末までに設置

(5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

地域における18歳以下の児童数は、平成27年度には8,715人でしたが、平成29年度現在では8,580人（-135人）となっており、年々減少傾向にあります。

各支援サービスの利用者数は平成29年10月時点で「児童発達支援」が216人、放課後デイサービスが144人となっています。

地域において子どもを保育するにあたって、児童が障がいの有無にかかわらず、地域社会に参加し包括された環境の構築を推進するため、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園等における障がい児の受入れ体制の整備を促進します。

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	94	103	113	124
認定こども園	79	87	95	104
放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	18	20	22	24
幼稚園	35	39	43	47

■参考 保育所等における障がい児（発達障がい児を含む）の受入れ実績

種別	入園者数	障がい児の利用者数
保育所	1,045	77
認定こども園	354	64
放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	468	16
幼稚園	306	30

3 障がい児支援の見込量（活動指標）と確保方策

（1）障害児通所支援

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

② 医療型児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童のうち、医学的管理下での支援が必要と認められた児童か、肢体不自由等があつて理学療法等の機能訓練が必要と認められた児童を対象に支援及び治療を行うサービスです。

③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後、又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

④ 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのため外出が著しく困難な障がい児が発達支援を受けにくくなっているため、そのような障がい児に対して、居宅を訪問し発達支援を行うサービスです。

支援内容として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援（手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動や、絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動等）を行います。

■実績

平成 29 年度における障がい児通所支援サービスの計画に対する実績見込についてサービスごとにみると、児童発達支援は、1 月あたりの利用日数は 14.9%増、利用者数が 1.5%減となりました。放課後等デイサービスは、1 月あたりの利用日数は 272.7%増、利用者数が 154.4%増となりました。保育所等訪問支援は、1 月あたりの利用日数は 55%減、利用者数が 70%減となりました。

◆第 4 期計画の計画と実績

(1 月あたりの延べ利用日数・人数)

計画と実績	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	人日	1,080	1,036	1,140	1,124	1,200	1,379
	人	180	161	190	181	200	197
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	255	321	305	476	355	968
	人	70	64	80	86	90	139
保育所等訪問支援	人日	20	4	20	7	20	9
	人	20	3	20	7	20	6
居宅訪問型児童発達支援	人日	-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	-	-	-

◆第 1 期計画見込量 (障がい児福祉計画の計画見込量としては、第 1 期となります。)

見込量	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日	1,480	1,590	1,710
	人	220	240	260
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	1,040	1,120	1,210
	人	150	162	180
保育所等訪問支援	人日	10	10	10
	人	7	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	2	2
	人	0	1	1

(2) 障害児相談支援

障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

■実績

平成29年度における障がい児通所支援サービスの計画に対する実績見込についてサービスごとにみると、障害児相談支援は、1年あたりの利用者数が21%増となっており、3か年における利用者数は増加傾向にあり、今後も増えていくものと考えられます。

◆第4期計画の計画と実績

(1年あたりの人数)

計画と実績	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障害児相談支援	人	270	298	290	333	310	375

◆第1期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人	410	440	470

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】

在宅重症心身障がい児を支援するために、重症心身障がい児者支援に関する医療的ケアや福祉に関する知識と、関係機関との連携や重症心身障がい児のためのサービス等利用計画作成について具体的手法を提案するコーディネーターを配置します。

◆第1期計画見込量

見込量	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1

資料編

参 考 資 料

資料1 日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱

○日置市障がい者計画等検討委員会設置要綱

平成23年3月18日

告示第26号

改正 平成25年2月7日告示第12号

平成28年9月1日告示第104号

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市障害福祉計画(以下これらを「障がい者計画」という。)の策定及び変更その他必要な事項を審議する組織として、日置市障がい者計画等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障がい者計画の進捗状況に関すること。
- (3) 障がい者計画の数値目標等の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者等に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者の代表
- (2) 福祉関係者の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい福祉施設等の代表
- (5) 障がい者団体の代表
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱の廃止)

2 日置市障害福祉計画推進協議会設置要綱(平成20年日置市告示第101号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日以後の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成25年2月7日告示第12号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月1日告示第104号)

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

資料2 日置市障がい者計画等検討委員会委員名簿

種別	番号	団体名	職名	氏名
(第1号委員) 保健医療関係者の代表	1	日置市医師会	代表	清田 隆二
(第2号委員) 福祉関係者の代表	2	社会福祉協議会	会長	井上 幸一
	3	民生・児童委員協議会	副会長	松原 悟
(第3号委員) 学識経験者	4		元教授	高木 邦明
(第4号委員) 障がい福祉施設等の 代表	5	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団 ゆすの里	園長	倉園 茂樹
	6	特定非営利活動法人 樹	理事長	花木 広昭
	7	社会福祉法人 大潟福祉会 子どもの家療育クラブ	園長	潟山 康博
	8	社会福祉法人 緑風会 太陽の里	園長	瀬戸山 豪
	9	社会福祉法人 信成会 ふるさと学園	理事長	河野 史代
(第5号委員) 障がい者団体の代表	10	日置市身体障害者協会	会長	佐藤 彰矩
	11	日置市手をつなぐ育成会	会長	花木 千鶴
(第6号委員) 関係行政機関の代表	12	串木野養護学校	学校長	時任 恵美
	13	伊集院保健所	所長	宇田 英典
	14	日置市小中学校長会	会長	上野 真紀子
(第7号委員) その他市町が 必要と認めた者	15	伊集院公共職業安定所	所長	幸 一成
	16		公募委員	宇都宮 径子

第5期日置市障がい福祉計画

第1期日置市障がい児福祉計画

計画期間（平成30年度～平成32年度）

発行日 平成30年3月

発行 日置市

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

TEL099-248-9416 FAX099-273-3063